令和5年度（2023年度）版

つくばみらい市
保育施設の利用案内

（令和4年10月発行）

◇◆◇　もくじ　◇◆◇

○保育施設とは／利用施設について……1
○認定について……　2
○保育の必要性について……3
○利用申込みについて……　4～5
○申込み上の注意……　6～7
○申込み必要書類について……　8～9
○申込み後の変更について……　10
○利用調整（選考）について／
　利用先の決定・保留について……　11
○市をまたいだ保育施設利用（広域利用）の
　手続きについて……　12～13
○利用者負担額（保育料）について……　14～16
○入所後の必要な手続きについて……　17～18
○保護者が妊娠・出産する場合について……　19
○よくある質問……　20～22
○子育て支援事業について……　23
○保育施設一覧……　24
○保育時間（標準・短時間）一覧……　25
○各保育施設の紹介……　26～37
○一時預かり・企業主導型保育施設一覧 …　37～39
○利用調整基準表（点数表）……　40～41
○指定様式集……42～

注意事項

- **4月一斉選考受付のみ、予約優先受付を行います。（5ページ参照）**
- 利用案内の内容が、制度変更等により年度途中で変更となった場合は、広報紙及び市ＨＰ等でお知らせします。
- 未出生児の受付は、４月一斉・４月随時選考のみ可能です。５月以降利用分の随時選考での受付は、出生後のみとなります。（５ページ参照）
- 入所日は、月の初日が土・日・祝日にあたり、翌日から利用される場合でも、原則月の初日入所の扱いとなります。（６ページ参照）

つくばみらい市
イメージキャラクター
＜みらいりんぞう＞

茨城県つくばみらい市
保健福祉部こども課入所入園係
〒300-2395
茨城県つくばみらい市福田195（伊奈庁舎1階）
電話 0297-58-2111

つくばみらい市ホームページ

トップ＞子育て・保育＞保育所・保育サービス＞保育所のご案内

https://www.city.tsukubamirai.lg.jp/

保育施設とは

保護者が、働いていたり病気等のために、お子さんを家庭で保育できない場合に、保育の必要性の認定を受け、保護者に代わり保育する施設です。小学校の入学準備として幼児教育の場とするためや、集団生活に慣れさせるため、または下のお子さんの育児に手がかかるため等の理由で、保育施設を利用することはできません。

保育年齢

＜令和５年度クラス年齢表＞
クラスは令和５年４月１日現在の年齢で決まります。

クラス区分	生年月日	利用最長期間（就学前）
０歳児	令和　４年４月２日　～　令和　５年４月１日	令和 11 年３月 31 日
１歳児	令和　３年４月２日　～　令和　４年４月１日	令和 10 年３月 31 日
２歳児	令和　２年４月２日　～　令和　３年４月１日	令和　９年３月 31 日
３歳児	平成 31 年４月２日　～　令和　２年４月１日	令和　８年３月 31 日
４歳児	平成 30 年４月２日　～　平成 31 年４月１日	令和　７年３月 31 日
５歳児	平成 29 年４月２日　～　平成 30 年４月１日	令和　６年３月 31 日

利用施設について

お子さんの年齢や認定区分に応じて、利用する保育施設を決めます。

日常的に預ける

「保育の必要事由」に該当する
３ページ参照

- ０～２歳 ３号認定
- ３～５歳 ２号認定

２・３号認定では就労時間等により、「保育の必要量」が次の２種類に区分されます。
３ページ参照

- ◆「保育標準時間」・・・例）就労　120 時間**以上**／月（おおむねフルタイム就労）
- ◆「保育短時間」・・・・例）就労　120 時間**未満**／月（おおむねパートタイム就労）

教育を受けさせたい小学校入学準備

- ３～５歳 １号認定

一時的に預ける

- ・急用、リフレッシュ
- ・家族の看護
- ・お子さんが病気回復期
- ・週3日位預けたい

認定なし

- ・ファミリーサポートセンター
- ・一時預かり
- ・病後児保育　など

《地域型保育施設》

- ・定員19人以下
- ・規模の特性を生かした、家庭的な環境できめ細やかな保育を行います。

《認定こども園》（保育所部）

- ・幼稚園部と保育所部をあわせ持ちます。
- ・保育認定を受けているお子さんは、幼稚園部時間の後、保育所と同様の保育を受けます。

《認可保育園（所）》

- ・就労等のために家庭で保育できないお子さんを保護者に代わって預かる児童福祉施設です。
- ・市が運営する公立保育所と民間事業者が運営する私立保育園があります。

《幼稚園》《認定こども園》（幼稚園部）

- ・小学校入学に向けた準備として、教育の基礎をつくる施設です。
- ・就園時間前後や長期休業中に預かり保育を実施している園もあります。

保育園（所）（０～５歳児）　＜市内に公立４所・私立10園があります＞

就労等のために家庭で保育できないお子さんを保護者に代わって預かる保育施設

利用時間　朝～夕　※園により延長保育を実施

認定こども園（０～５歳児）　＜市内に幼保連携型が4園あります＞

幼稚園部と保育所部をあわせ持つ保育施設
保育認定を受けているお子さんは、幼稚園部の時間の後、保育所と同様の保育を受けます。

利用時間
- 幼稚園部：朝～昼過ぎ（３～５歳児）
  ※園により幼稚園時間前後や園の休業中の預かり保育などを実施
- 保育所部：朝～夕（０～５歳児）
  ※園により延長保育を実施

地域型保育（０～２歳児）　＜市内に５園あります＞

０～２歳児を預かる19人以下の保育施設
規模の特性を生かした、家庭的な環境できめ細やかな保育を行います。

利用時間　朝～夕　※園により延長保育を実施

つくばみらい市には、次の種類の地域型保育施設があります。

小規模保育　４園

家庭的保育に近い雰囲気のもとで、少人数（定員６人～19人）を対象に、きめ細やかな保育を行います。

事業所内小規模保育　１園

企業の従業員のお子さんと地域のお子さんを一緒に保育する施設です。少人数（19人以下）を対象にきめ細やかな保育を行います。

※ 各保育施設の概要は、24～37ページをご参照ください。
私立幼稚園・認定こども園（幼稚園部）の申込みについては、直接施設へお問合せください。
公立幼稚園の申込みについては、学校総務課へお問合せください。

認定について

保育園（所）・幼稚園・認定こども園・地域型保育などの利用を希望する保護者の方に、利用（子どものための教育・保育給付）のための認定を受けていただきます。

１号認定	教育標準時間認定	お子さんが満３歳以上で、教育を希望する場合	
		利用先	幼稚園、認定こども園（幼稚園部）
２号認定	満３歳以上・保育認定	お子さんが満３歳以上で、「保育の必要事由」に該当し、保育園等での保育を希望する場合	
		利用先	保育園（所）、認定こども園（保育所部）
３号認定	満３歳未満・保育認定	お子さんが満３歳未満で、「保育の必要事由」に該当し、保育園等での保育を希望する場合	
		利用先	保育園（所）、認定こども園（保育所部）、地域型保育

保育の必要性について

保護者の状況に応じて、**保育の必要事由（保育施設を利用できる要件）**及び**必要量（利用できる時間の上限：「保育標準時間」または「保育短時間」）が認定**されます。保護者の状況に変更が生じた場合認定を変更する必要がありますので、必ず変更の申請を行ってください。（10ページ参照）

※「保育標準時間」と「保育短時間」では、保育料（利用者負担額）が異なります。

保育の必要事由（保育施設を利用できる要件）

保育施設を利用するためには、下記事由のいずれかを満たしていることが必要です。

保育を必要とする事由		保育の認定期間（原則）	保育必要量
就労	月64時間以上（１日４時間以上かつ週４日以上）仕事をしているとき	小学校入学までの範囲で必要とする期間	就労時間により保育標準時間・保育短時間どちらか
妊娠・出産	産前産後	出産月をはさんで前後１か月（最長３か月間） ※多胎児妊娠の場合は産前３か月、産後１か月	保育標準時間
病気・障がい	病気、負傷、心身の障がい等がある	医師の診断により、保育ができないと判断されている期間	申請内容により保育標準時間・保育短時間どちらか
看護・介護	同居または長期入院等している親族の看護・介護を月64時間以上（１日４時間以上かつ週４日以上）しているとき	必要とする期間	
災害復旧	火災、風水害、地震等の災害の復旧にあたっているとき		保育標準時間
求職活動	就労する予定がある（起業準備を含む）	認定有効期間開始日から２か月間	保育短時間
育児休業	育児休業取得中に、既に保育を利用している子がいて継続利用が必要な場合	産まれるお子さんが１歳を迎えるまで（19ページ参照）	
就学	勉学のほか、職業訓練校等における職業訓練を受けるため、月64時間以上（１日４時間以上かつ週４日以上）通学する場合	必要とする期間	就学内容により保育標準時間・保育短時間どちらか
虐待・DV	虐待や DV のおそれがある		保育標準時間

＊変則勤務の方で、週の就労日数が変動する場合は、ご相談ください。
＊令和５年４月１日現在で、20歳以上59歳以下の同居親族が上記事由を満たさないときは、保育ができる環境があるとみなし、保育施設利用の優先順位が低くなる場合があります。
＊期限のある認定で認定期間が終了した場合、再度申請が必要となります。また、認定期間が終了すると施設利用中であっても、退所となります。

保育の必要量

- 保育の必要量とは、「保育を利用できる時間の上限」のことです。
- **実際の利用時間は、施設と面談の上決定します。**
- 認定事由により、以下の2種類の保育時間から希望できます。ただし、**保育標準時間を希望された場合でも、就労証明書等から判断し、保育短時間で認定することもあります**。

a「保育標準時間」利用・・・最長11時間
b「保育短時間」利用・・・・最長８時間
} 利用可能な時間帯を超える部分は**別途延長料金**がかかります。

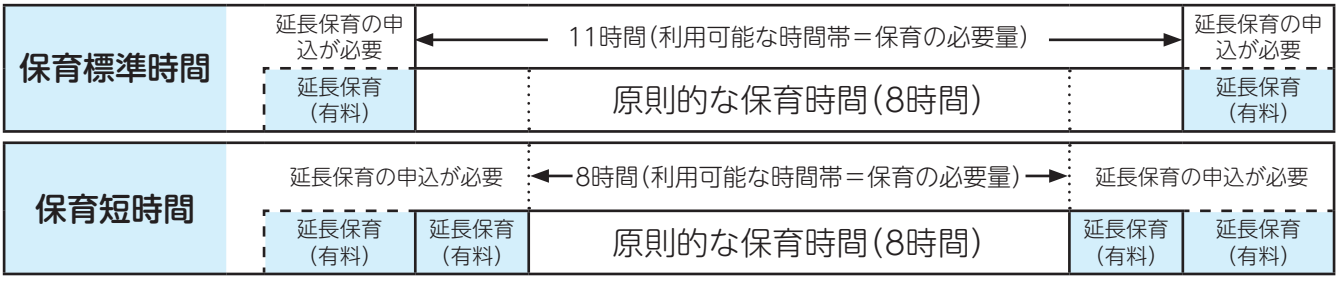

- 「保育短時間」は、月額保育料が「保育標準時間」と比べ減額されていますが（15ページ参照）、**８時間を超える利用時間は、別途延長保育料がかかりますのでご注意ください**。
- パート勤務等で１日あたりの勤務時間が４時間程度であっても、残業や送迎等を考慮して、「保育標準時間」を希望する場合は、こども課にご相談ください。
- 保育施設により保育の時間帯は異なります。（25ページ参照）

利用申込みについて

(1)利用までの流れ

1 認定・施設利用申込み

・必要書類を全てそろえて、市役所こども課にお越しください。(８ページ参照)

・利用希望保育施設は、あらかじめ見学し、条件や送迎が可能かなどを確認のうえお申込みください。

・申込期間は５ページ参照

2 確認及び認定

◆確認

・提出書類に不明な点がある場合は、必要に応じて保護者や雇用主に電話等で調査・確認をし、保育認定(認定事由の適合の可否、保育標準時間・短時間の認定)を行います。

・追加資料を求める場合があります。

◆認定

・保育の認定開始日は、申請日の翌月からとなります。

・認定証を交付します。

※認定証は、保育の必要性がある証明です。施設の利用が決定するわけではありません。

※４月利用開始の申込みにかかる認定の開始日は２月からとなり、令和５年１月下旬に認定証を交付します。

3 利用調整(選考)

・申請内容を利用調整基準表に基づき点数化し、利用調整(選考)を行います。(40･41ページ参照)

・申込みの順番は判定に関係しません。

4 利用調整の結果通知

利用調整(選考)の結果は郵送にて通知します。

通知内容は、利用保育施設が決まった場合は「利用承諾」、決まらなかった場合は「利用保留」

結果に関するお問合せにはお答えできません。

5-1 利用承諾の場合

・利用承諾後、利用決定保育施設との面談・健康診断があります。

・保育施設の運営規程や重要事項説明に同意したうえで、利用が始まります。

※妊娠・出産や求職活動などの事由の場合は、認定期間が終了すると、退所となりますので期間に注意してください。(３ページ参照)

5-2 利用保留の場合

・認定期間内であれば、翌月以降も令和６年３月利用分までは、利用調整(選考)の対象となります。

※妊娠・出産や求職活動などの事由の場合は、認定期間が終了すると、選考対象外となりますので期間に注意してください。

・結果通知はどちらの結果でも初回１回のみ通知します。
その後、年度内に再交付が必要な場合は市へお問合せください。

(11ページ参照)

利用調整(選考)とは、利用希望者数が、施設の受入枠(定員)を上回り、全員の利用が困難となった場合に、市が定めた基準に基づき、優先順位によって選考するものです。

(2)申込受付期間

４月一斉選考

対象：令和５年４月利用開始希望の方
（未出生の場合：令和５年1月末までに出生予定の方）

受付期間	令和４年10月24日(月)～令和４年11月６日(日)　※土・祝除く	
受付場所	みらい平市民センター　４階	伊奈庁舎 １階　こども課
受 付 日	令和４年10月24日(月)～令和４年10月31日(月)	令和４年11月 １日(火)～令和４年11月 ６日(日)
受付時間	平日：午前８時30分～午後５時　　日曜日：午前８時30分～正午	
選考結果	**令和５年１月下旬**　発送予定	

４月随時選考

対象：令和５年４月利用開始希望の方
（未出生の場合：令和５年1月末までに出生予定の方）

	平日(土日祝除く)
受付期間	令和４年12月 ５日(月)から 令和５年 １月 ６日(金)まで
受付場所	伊奈庁舎 １階 こども課、 おやこ・まるまるサポートセンター
受付時間	午前８時30分～午後５時
選考結果	**令和５年２月中旬以降　発送予定**

「４月随時選考」は、４月一斉選考の後でも、空きがあった場合のみ実施します。
４月一斉選考で利用先が決まらなかった方は、自動的に４月随時選考に進みますので再度の申込みは不要です。
なお、４月一斉選考後の空き状況については、市ホームページ等でお知らせする予定です。

随時選考

対象：令和５年５月以降利用開始希望の方

- ４月随時選考後、５月以降利用分の随時選考を行います。
- 申込期限は**各利用希望月の前々月末日(下表参照)**ですが、変更となる場合は市ホームページ等でお知らせします。

利用希望月		受付期間(土日祝除く)	選考結果通知時期
令和５年	5月	3/1～3/31	利用希望月の前月中旬
	6月	4/3～4/28	
	7月	5/1～5/31	
	8月	6/1～6/30	
	9月	7/3～7/31	
	10月	8/1～8/31	
	11月	9/1～9/29	
	12月	10/2～10/31	
令和６年	1月	11/1～11/30	
	2月	12/1～12/28	
	3月	1/4～1/31	

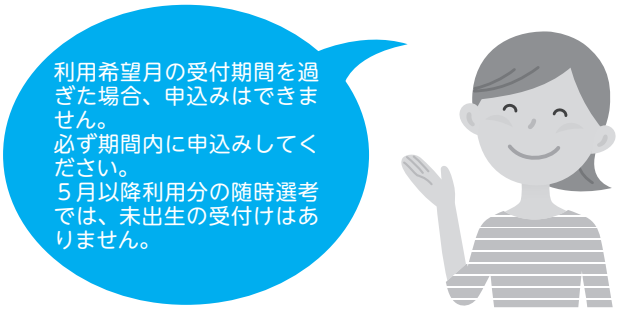

◇◆４月一斉選考の申込は　予約優先窓口　を設置します◆◇

■予約優先受付について

●一斉申込み時の窓口混雑を避けるため、電話にて事前予約を受け付けます。
希望される方は下記期間中にご予約ください。
●予約時間と受付時間が前後する場合がございます。あらかじめご了承ください。

・予約受付期間　　10月11日(火)～10月14日(金)　午前８時30分～午後５時15分
・予約申込み先　　保健福祉部 こども課　TEL 58-2111(内線4206・4208・4209)
※予約窓口と通常窓口を設置しますので、予約されていなくても受付可能ですが、長時間お待ちいただく場合があります。
※定員になり次第、予約受付は終了いたしますので、あらかじめご了承ください。

申込み上の注意①

※必ずお読みいただき、ご了承の上お申込みください。

1　各保育施設で保育の特色等が異なるため、可能な限り希望保育施設を見学してください。※保育施設見学の際は、必ず保育施設にご連絡いただき、予約をおとりください。(新型コロナウイルス感染症の影響で、見学を行っていない場合があります。)

2　入所日は、月の初日が土・日・祝日にあたる場合でも、月の初日入所扱いとなります。
育休明けの方や月途中勤務開始の方の入所日は、ならし保育開始日が入所日となります。(「ならし保育」参照)

3　4月一斉・4月随時選考のみ、令和5年1月末日までに出生予定のお子さんの受付を行います。5月以降利用分の随時選考では、出生後のみ受け付けます。

4　書類の不備や不足がある場合、選考の対象となりません。余裕を持って申込み手続きをしてください。
※4月一斉申込みで就労証明書の提出が会社都合等で間に合わない場合のみ、11月18日(金)まで証明書の追加提出が可能です。

5　心身の発達等の理由により、特別な配慮が必要な可能性があるお子さんについては、保育施設で個別の配慮が必要なため、必ずこども課に相談してください。

6　申込内容が事実と異なる場合は、認定の取消し、利用の解除をすることがあります。
なお、変更があった場合には申込中・入所中を問わず必ずご連絡ください。

7　申込中や利用決定後から利用開始日の間に他市区町村へ転出された場合は、申込・利用の決定の取消しとなります。

8　利用を希望する保育施設の重要事項をご確認のうえ、お申込ください。

ならし保育

■ならし保育とは
お子さんの新しい環境による情緒不安や心身等の不安を和らげ、徐々に集団生活に慣れさせるためのものです。慣れない環境により、乳幼児突然死症候群など死亡リスクも高くなると言われているため、ならし保育はお子さんにとって、とても大切な期間です。
保育施設の利用開始日を含む１日～２週間(土曜・休所日除く)は、短い保育時間の「ならし保育」を実施し、徐々に通常の保育時間にしていきます。

- **ならし保育開始日が入所日となるため、申込み時期にご注意ください。(例：7月2日復職の場合、6月中にならし保育→6月利用分での申込みが必要)**
- 利用初日から通常保育となるわけではありませんのでご注意ください。
- 各保育施設の受入年齢以降でないと、ならし保育は実施できません。ただし、受入れ年齢が満１歳からの公立保育所は、誕生日を含む８日前からならし保育を希望できます。(公立のならし保育はおおむね５日間)
- 保育施設やお子さんの状態により、期間には個人差が生じます。正式な期間は保育施設と面談の上決定します。
- 利用初日から保育料が発生します。
- **年度をまたいでのならし保育はできません。４月１日入所の場合、ならし保育の開始は、４月１日以降になります。**

育児休業での申込みについて

■育児休業からの復職とは
申込時に提出した就労証明書の就労先に復職することをいいます。
■育休明けでの申込みについて
育児休業明けでの申込みの場合は、育児休業を受けていた会社や、行っていた事業に同じ雇用条件(就労日数・時間)で戻ることを前提として、利用調整時に優先順位が上がる規定を設けています。申込中に復職予定の会社を退職(別会社への転職を含む)したり、事業の廃止や再雇用されなくなった場合、育児休業明けとしての扱いができなくなります。
万が一、利用承諾後に元の会社に戻らないことが判明した場合は**利用承諾取消し**、利用開始後に復職していないことが判明した場合は**退所**となります。

- 育児休業から復職予定で承諾となった場合、ならし保育終了後速やかに復職していただきます**(4月入所の方は原則4月中、ならし保育が長くかかる等特別な事情がある場合は、5/12までに復職していただきます。5月入所以降も、原則入所月中に復職していただきます)。復職してからおおむね1か月以内に復職証明書を提出してください。提出がない場合は、退所となります。**
- 派遣社員の方で育児休業明けでの申込みをした場合は、休業前の派遣元と雇用契約を維持し、就労証明書に記載された就労条件(就労日数・時間)で派遣先の就労を確保する場合に限り、育児休業明けでの申込みになります。

申込み上の注意②

⚠ ※必ずお読みいただき、ご了承の上お申込みください。

特別な配慮が必要な可能性のあるお子さんの申込みについて

■特別な配慮が必要な可能性のあるお子さんとは

療育手帳や診断書等の有無にかかわらず、発達がゆっくりなお子さん、病気・障がいのあるお子さん、補聴器や眼鏡などの着脱が必要となるものを身につけているお子さんをいいます。

ご家庭の状況とは異なり、集団生活の場となるため、ご家庭で不自由を感じていなくても、保育施設ではお子さんに合わせた配慮が必要となる場合があります。

- ◆ 必ず事前に希望保育施設に見学・相談を行ってください。
- ◆ お申込の際に窓口で聞き取りさせていただきますので、可能な限り詳しく状況をお伝えください。
- ◆ 保育施設に空きがある場合でも、面談等の結果でお子さんを安全に預かることができないと判断した場合は、受入体制が整うまで入所をお待ちいただいたり、利用保留となる場合があります。
- ◆ **選考の結果「利用承諾」となっても、「内定」で通知させていただく場合があります**。その場合、内定施設との面談後に、改めて承諾または保留の結果を通知します。

延長保育・土曜保育

- ◆ **延長保育や土曜保育の利用**には、保育施設へ就労証明書や指定様式の書類を提出し、保育施設の承認を得る必要がありますので、**直接保育施設へご相談ください**。
- ◆ **延長保育**は、就労時間等の関係で**やむを得ず通常の時間内に送迎ができない場合のみ利用できるものです**。お子さんにとって望ましい生活リズムの確保や運営上の観点から、**安易な利用は見合わせてください**。※お迎えの時間は必ず守って下さい。
- ◆ **土曜保育は、保護者が就労等で保育が必要であることが条件**となります。

転　所

- ◆ 利用中の保育施設から他の保育施設への転所を希望する場合は、認定申請書を除いた申請書類一式をご用意し、利用希望月の締切日までにこども課までお申込みください。
- ◆ 新規申込の方と同様に保育の必要性の高い方から順に利用調整を行います。

◆ **注意事項** ◆

◎転所ができるのは年度につき一度のみとなります。

◎**転所が決定した場合、転所を取りやめることはできず、現在利用中の保育施設は退所となります。**
いかなる理由があっても、元の保育施設に戻ることはできませんので、転所の必要がなくなった場合は、速やかに取下げ書をご提出ください。

◎転所の場合でも、ならし保育を行います。お子さんの生活する環境が全く異なるため、不安やストレスを感じやすくなる場合があります。お子さんの精神・体調面を守るためにもご協力をお願いします。

◎育児休業中の転所はできません。申込中に出産し、育児休業に入った場合は、申込を取下げしていただきます。

申込み必要書類

◆◇ 新規 及び 転所 の申込みには次の書類が必要です ◆◇

■◎印の指定様式は、42ページより後の様式をご使用ください。
■◎○印の指定様式は、市ホームページからダウンロードできます。
■記入の際は消えるペン（フリクション等）のご使用はできません。使用された場合は申請無効となります。
■提出時はマイナンバーカード等の身分証明書が必要です。（42ページ参照）

全ての方が必要な書類

No	必要な書類	注意事項	指定様式	チェック欄
①	認定申請書　※マイナンバーを記載。転所の場合は不要	お子さん1人につき1部	◎	
②	保育施設利用申込書	お子さん1人につき1部	◎	
③	家庭の状況	世帯につき1部	◎	
④	整理表	お子さん1人につき1部	◎	
⑤	発達促進状況調査票	お子さん1人につき1部	◎	
⑥	保育施設利用に関する同意書兼誓約書	世帯につき1部	◎	
⑦	児童手当に係る利用者負担額（保育料）の徴収に関する申出書	世帯につき1部	◎	
⑧	保育ができないことの証明書類等	世帯につき1部	下記参照	

状況により必要な書類①
（保育ができないことの証明書類等）

※世帯で各１部ご用意ください。
きょうだい同時に申込む場合、同じ書類を申込人数分提出する必要はありません。

◆ 対象者の**全員分が必要**です。該当する書類をご提出ください。
◆ 対象者：**「保護者（父・母）」・「令和５年４月１日現在で20歳～59歳の同居親族」**です。
◆ **住民票では別世帯であっても、同一住所にお住まいの場合、同居親族とみなします。**
◆ 20歳～59歳の同居親族の方の、必要書類が提出されない場合には、優先順位が低くなります。
◆ 離婚調停中の方は、事件係属証明書または呼出状を提出された場合に限り、配偶者分の下記書類が不要となります。
◆ 期日までに証明書類が提出されない場合には、書類不備となり選考の対象となりません。翌月以降の選考の対象となりますのでご了承ください。
◆ 証明書類の有効期限は、証明日から３か月以内のものに限ります。

保育を必要とする事由	必要な書類	注意事項・添付資料等	指定様式	チェック欄
1．就労（内定含む）	就労証明書 ※内職の方は、こども課にお問合せください。	・雇用主による雇用状況と直近の就労実績の証明 ・証明日の記入 ・就労先が複数ある場合は、それぞれの証明書 ・変則勤務の方は、シフト表やタイムスケジュール等 ※産休・育休期間がお決まりの方 →様式中13. 育児休業の取得（予定期間）欄が記入されていること	◎就労証明書	
自営業の場合	自営業申立書 運営が確認できる書類 継続して働いていることがわかる書類 タイムスケジュール表	・運営が確認できる書類・継続して働いていることがわかる書類は、自営業申立書様式裏面を参照	○自営業申立書	
農業の場合	農業申立書 農業をしていることがわかる書類 タイムスケジュール表	・農業をしていることがわかる書類は、農業申立書下部を参照 ・タイムスケジュール表	○農業申立書	
2．求職活動中	確約書 求職活動をしていることがわかる書類	・認定期間は2カ月 ・求職活動をしていることがわかる書類は、確約書下部を参照	◎確約書	
3．妊娠・出産	母子手帳の写しまたは妊産婦マル福受給者証の写し	・表紙と出産予定日が記載されたページ		
4．病気・障がい	診断書 障がい者手帳の写しまたは年金証書の写し	・病名、保育が困難な状況、療養期間が記載されたもの（指定様式でなくとも可） ・手帳番号、本人欄、障害名が記載されているページ	○診断書	
5．看護・介護	看護・介護状況申告書 タイムスケジュール表	・看護・介護状況申告書下部に記載の添付書類も提出	○看護・介護状況申告書	
6．災害復旧	罹災証明書等	・災害状況がわかるもの		
7．就学 （カルチャースクールは除く）	就学証明書または学生証の写し	・保護者が就学中の場合は、時間割（カリキュラム）がわかるもの	○	

次ページに続く

状況により必要な書類②
(選考の点数や保育料の減免に関する書類)

◆ 下表のいずれかに該当する場合は、選考や保育料算定に影響するため、必要書類を必ずご提出ください。

世帯の状況等	必要な書類	注意事項・添付資料等	チェック欄
認可外保育施設(企業主導型保育施設含む)や託児所に預けている	一時預かり等利用証明書	○市指定様式	
一時預かりまたは幼稚園の預かり保育を利用している	一時預かり等利用証明書	○市指定様式	
保護者(父・母)が離婚調停中であり、かつ、別居している	・事件係属証明書 ・呼出状	・家庭裁判所で取得できます。	
ひとり親家庭である	・戸籍全部事項証明書 ・離婚受理証明書	・本籍のある自治体で取得できます。 ・離婚届を提出した自治体で発行	
お子さん、または同居家族に障がいがある	・特別児童扶養手当証書 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・障害基礎年金受給者証 いずれかの写し	・手帳等が発行されていなくても、お子さんの心身の発達に関して、通院や市の発達支援事業を利用している場合、必ずこども課へご相談ください。意見書などご提出いただくことがあります。	

状況により必要な書類③
(市外から転入された方・転入予定の方)

◆ 転入予定がわかる書類(転入予定のある方)

・家やアパートの売買契約書、賃貸契約書の写し
・つくばみらい市の祖父母等と同居する場合には、「○同居同意書」
※上記書類の提出があり、かつ、利用希望月の前月末までにつくばみらい市へ住民票を異動し、こども課で利用申込が可能な場合には、つくばみらい市民とみなして選考します。

◆ 保育料・副食費算定のための書類

対象者
① 両親ともに市町村民税非課税世帯かつ同居者がいる方
② つくばみらい市に住民票を移す予定のない方(単身赴任等で他市に住民票がある方)
③ 海外から転入された方

対象者の状況等	必要な書類	チェック欄
(1)令和4年1月2日以降につくばみらい市に転入され、利用開始希望月が令和5年4月～8月の方	令和4年度市民税県民税(非)課税証明書	
(2)令和5年1月2日以降につくばみらい市に転入され、利用開始希望月が令和5年9月～令和6年3月の方	令和5年度市民税県民税(非)課税証明書	
海外から転入された方で、上記(1)・(2)に該当する場合	海外に在住中の所得額・控除額がわかる書類 (会社からの給与支払い明細書等) (1)の場合、令和 3年1月～令和3年12月分 (2)の場合、令和 4年1月～令和4年12月分	

※証明書は、各年1月1日現在、住民票のある市区町村で取得できます。
※その他、特別な事情などがある場合はご相談ください。
※○印のある市指定様式は、市ホームページからダウンロードできます。
※必要に応じて、上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

申込み後の変更について

◆ 下表の変更が生じた場合は、認定内容や選考に影響するため交付を受けた認定証と下表提出書類を**変更が生じた月**の締切日（各月の申込期限と同様）までにこども課へ申請してください。※締切日を過ぎても、必ず申請してください。

◆ **変更後の認定内容は申請日の翌月から反映します。**

変更があるにもかかわらず申請をしなかった場合や、申請内容が事実と異なる場合は、遡及変更又は認定の取消し（選考の対象外）とすることがあります。

区分		変更内容	提出書類
申込み内容	1	利用申込みの取り下げをしたいとき	「○保育施設利用申込取下書」
	2	希望する保育施設を変更したいとき	①「○保育施設利用申込取下書」 ②「○保育施設利用申請書」
	3	保育の必要量を変更したいとき	①「○認定変更申請書」 ②「○就労証明書」等の証明書類
	4	利用開始希望日を変更したいとき	「○保育施設入所日変更申請書」
世帯の状況	5	住所や電話番号に変更があったとき	「○認定変更申請書」
	6	家族構成に変更があったとき （例）離婚、ひとり親家庭の結婚（事実婚を含む）、きょうだいが生まれた場合など	「○認定変更申請書」 その他変更内容により提出書類が異なりますので、こども課へご連絡ください。
	7	保護者が離婚調停を申立て、かつ別居を始めたとき	①「○認定変更申請書」 ②「事件係属証明書（家庭裁判所発行）」または「呼出状」
就労状況等	8	保護者の就労内容に変更があったとき （例）勤務時間の変更、転職など	「○就労証明書」
	9	求職活動中で申込み後、就労先が決まったとき	①「○認定変更申請書」 ②新しい就労先の「○就労証明書」または「○農業申立書」、「○自営業申立書」等（8ページ参照） ③「○整理票」
	10	就労で申込み後、勤務先を退職するとき	「○認定変更申請書」 1）次の就労先が未定の場合（求職） ①「○確約書」等（8ページ参照） ②求職での認定期間開始から２か月以内に新たな就労先を決め、新しい就労先の「○就労証明書」を提出してください。 2）求職を行わず就労しない場合 「○保育施設利用申込取下書」 ２・３号認定の認定事由の基準を満たさなくなります
	11	母が妊娠し、勤務先を退職するとき	①「○認定変更申請書」 ②「母子手帳の写し」（表紙・出産予定日の記載があるページ）または「妊産婦マル福受給者証の写し」 ※認定事由が「妊娠・出産」となり認定期間が３か月となります（３ページ及び17ページ参照）
	12	利用保留中で、保育施設を利用しているきょうだいがなく、母が妊娠・出産し、育児休業を取得するとき	「○保育施設利用申込取下書」 育休取得後は、２・３号認定の認定事由を満たさなくなります。
	13	育児休業から復職したとき	①「○就労証明書」（復職日を明記し、かつ復職日以降に発行されたもの） ②「○整理表」
	14	育児休業を延長したとき	①「○就労証明書」（期間延長が明記されているもの）
	15	病気になり、就労先を休職・退職するとき	①「○認定変更申請書」 ②「○診断書」（病名、保育が困難な状況、療養期間が記載されたもの。）
保育状況	16	お子さんが認可外保育施設や一時預かり・幼稚園の預かり保育などの利用を開始したとき	「○一時預かり等利用証明書」 ※市指定の様式での提出が難しい場合は、直近２週間分の「月謝袋、領収書の写し、契約書」など利用したことがわかるもの（利用日数がわかるものに限る）

※必要に応じて上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。
※○印のある市指定様式は、市ホームページからダウンロードできます。

利用調整（選考）について

◆ 選考は**先着順や抽選ではありません。**提出いただいた書類・聞き取り等に基づき、**世帯の状況や保護者等の就労状況等についてそれぞれ点数化して総合的に判断し、保育の必要性が高い優先度順に利用先を決定します。**

◆ 現在保育施設を利用中のお子さんの保育料に滞納がある場合は、新規でお申込みいただくきょうだいの選考において、優先度が低くなります。

◆ 主な優先度の目安はおおむね次のとおりです。（利用調整基準表を40･41ページに掲載しています。）

	世帯の状況	保護者の就労状況	就労の状況
高い ▲ ▲ （優先度） ▼ ▼ 低い	両親不存在 ひとり親世帯 世帯で保育できる親族等がいる	産休・育休明けの常勤労働者 常勤労働者 短時間勤務労働者 求職活動中	勤務日数が多い 勤務時間が長い 勤務時間が短い 勤務日数が少ない

利用先の決定・保留について

利用調整（選考）の結果は、次のとおりお知らせします。

申込時期	結果通知の発送時期
４月	令和５年１月下旬（一斉選考分）、２月中旬（随時選考分）
５月以降	利用希望月の前月中旬

【利用先が決定した場合（利用承諾）】

◆ 利用先決定後は、各保育施設の指定する健康診断と面談を受けていただきます。

◆ 結果通知受領後、やむを得ず保育施設の利用開始日に変更が生じた場合は、**一定の条件に限り変更を認めています**ので、こども課へご相談ください。

※年度をまたいでの変更及び利用開始日を過ぎての変更はできません。

☆利用開始日を**遅らせたい**→　入所月中に限り変更を認めています。月をまたぐ場合は、決定した保育施設の利用を辞退していただきます。

☆利用開始日を**早めたい**　→　決定先の保育施設との相談のうえ決定します。

◆ 決定した保育施設の利用を辞退する場合は、「辞退届」をこども課に提出してください。

◆ **求職活動の事由で申込みをした場合**は、必ず認定期間内に就労先を決定し、こども課へ必要書類を提出してください（17ページ参照）。

◆ **就労予定で申込みをした場合**は、必ず就労開始日から１か月以内に「就労証明書」をこども課に提出してください。期限までに提出されない場合は、退所となります。

※利用承諾を辞退をした場合、他の方をご案内することになります。利用承諾の辞退をしないまま、他の希望保育施設の空きを待つことはできません。

【利用先が決まらない場合（利用保留）】

利用申込みをしても希望者が多く、保育施設を利用できない場合（利用保留）があります。

◆ 利用保留となったお子さんは、利用申込みの取下げがない限り、認定の有効期間内（同一年度内に限る）は毎月選考の対象となります。再度申込みをする必要はありません。

◆ 利用保留に関する通知は**初回のみ**送付します。翌月以降は送付しません。

◆ 年度途中に、再度結果通知が必要な場合は、こども課へお問合せください。

◆ 認定期間終了後は選考の対象となりません。再度選考を行うには、改めて申込みが必要となりますのでご注意ください。例）求職活動で申込みの方の認定有効期間は２か月です。

◆ 家庭状況や就労状況、希望保育施設等に変更がある場合は、認定や選考に影響するため、必要書類をこども課に提出してください。（10ページ参照）

◆ 認定期間中に利用を希望しなくなった場合は、必ず「保育施設利用申込取下書」をこども課に提出してください。

市をまたいだ保育施設利用（広域利用）の手続きについて

広域利用①　『つくばみらい市民』の方が　市外の保育施設　を申込む場合

つくばみらい市にお住まいの方が、市外に転出する予定がある、または勤務地に近い等の理由から、市外の保育施設の利用を希望する場合の申込み方法です。

※市区町村により申込期間や必要書類、基準等が異なりますのでご注意ください。

《市外の保育施設利用の流れ》
・市を通してのやりとりとなります

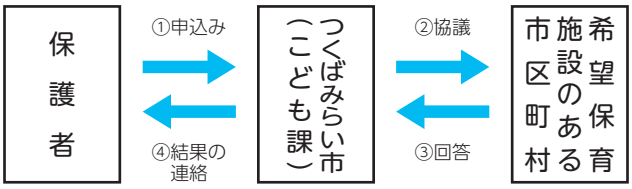

◆ 申込みの流れ

①認定申請及び利用申込み	◇希望保育施設のある市区町村の保育施設担当課に、転出予定の有無をお伝えのうえ、次の内容をご確認いただき、必要書類をご用意ください。 ◎ 申込みが可能か（※１） ◎ 申込みの基準、ルール（※２） ◎ 必要書類と受付期間 ◇申込先：「つくばみらい市役所 こども課」 ◇申込期間：希望保育施設のある市区町村の締切日１週間前まで 申込みが遅れた場合は、翌月からの選考対象となる場合があります。 ◇書類の様式は、原則つくばみらい市の指定様式をご利用いただきますが、市区町村によっては異なる場合があります。 ◇転出予定のある方・ない方共通で「市外保育施設申込確認表」をご提出ください。 申込み受付後、つくばみらい市から２号または３号の認定証を保護者宛てに交付します。
②協議	つくばみらい市が申込書類を確認し、認定証の写しを添付して、希望保育施設のある市区町村へ協議します（申請書類の送付）。協議先の市区町村が選考を行います。
③回答	協議先の市区町村から、つくばみらい市に選考結果が届きます。
④結果の連絡	つくばみらい市から保護者へ選考結果を通知します。

※１　市区町村によっては申込みを制限している場合があります。（例）他市在住の0歳児は申込み不可 等
※２　市区町村ごとに、申込基準やルールが異なります。（例）転入予定のない方の申込みの場合、２次選考からの選考とする 等

◆ 注意事項 ◆

つくばみらい市では、希望先市区町村の基準等の確認はしませんので、必ず、申込者ご自身で、希望する保育施設がある市区町村発行の「保育施設等の利用案内」等の内容を十分にご確認いただき、基準等を理解されたうえで、お申込みください。

①他市区町村へ転出予定で、転出先の保育施設を希望する方
◎家やアパートの売買・賃貸契約書等がある場合は、その写しを添付してください。
◎保育料は、転出先市区町村の基準に基づき決定されます。詳細は転出先市区町村へお問合せください。
◎**転出後、転出先市区町村にて新たに保育施設の利用申込手続きが必要です。**
必ず転出先市区町村の定める期日までに住民票の異動を行い、保育施設担当課で手続きをしてください。
期日までに手続きされない場合は、入所が決定していても取消しとなる場合があります。

②他市区町村へ転出予定がない方
◎希望保育施設がある市区町村在住のお子さんが優先で選考が行われますので、転出予定がない場合の入所は非常に困難です。ご了承のうえお申込みください。
◎広域利用は単年度契約です。年度末までの利用となり、就学前まで利用できるとは限りません。
◎保育料は、つくばみらい市の基準に基づき決定します。（14･15ページ参照）

広域利用②　『市外にお住まい』の方が　つくばみらい市内の保育施設　を申込む場合

《つくばみらい市内の保育施設利用の流れ》
・市を通してのやりとりとなります

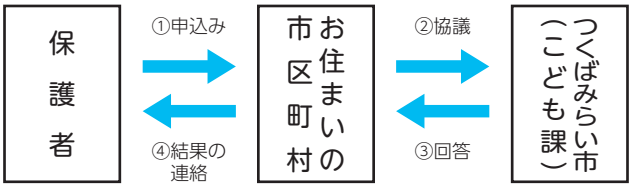

つくばみらい市に転入予定がある、または勤務地がある等の理由から、つくばみらい市内の保育施設の利用を希望する場合の申込み方法です。

◆ 申込みの流れ

①認定申請及び利用申込み	◇お住まいの市区町村に申込みをする前に、必ず、つくばみらい市役所こども課に、利用申込みをしたい旨をご連絡ください。 ◇申込先：「お住まいの市区町村　保育施設担当課」（申込窓口となります） ◇申込期間：入所希望月の前々月末の１週間前まで。（５ページ参照） 申込みが遅れた場合は、翌月からの選考対象となります。 ◇必要書類については、８、９ページをご確認ください。 申込期間・書類の様式については、お住まいの市区町村でご確認ください。
②協議	お住まいの市区町村が申込書類を確認し、つくばみらい市へ協議します（申込書類の送付）。つくばみらい市が選考を行います。
③回答	つくばみらい市から、お住まいの市区町村に選考結果を回答します。
④結果の連絡	お住まいの市区町村から、保護者へ選考結果が通知されます。
⑤利用決定後	利用決定先の保育施設から、保護者に面談や健康診断について連絡があります。

◆ 注意事項 ◆

必ずこの「つくばみらい市保育施設の利用案内」の内容を十分にご確認いただき、お申込みください。

①つくばみらい市へ保育施設利用開始月までに転入予定のある方
◎認定証（２・３号認定）の写しを添付してください。
◎家やアパートの売買・賃貸契約書等がある場合は、その写しを添付してください。
つくばみらい市内の祖父母宅等に同居予定の場合は、「同居同意書」をご提出ください。
ご提出いただいた場合は、つくばみらい市民とみなして選考します。
◎保育料は、つくばみらい市の基準に基づき決定します。（14･15ページ参照）
保育料算定のための書類提出が必要な場合があります。
◎必ず利用希望月の前月末までに、つくばみらい市へ住民票を異動し、かつ、こども課で利用申込みをしてください。（例）4月入所の場合、3月31日まで
転入及び利用申込みがされない場合は、入所が決定していても取消しとなります。

②つくばみらい市へ転入予定がない方
◎認定証（２・３号認定）の写しを添付してください。
◎つくばみらい市にお住まいの方を優先して選考しますので、転入予定がない場合の入所は非常に困難です。ご了承のうえお申込みください。
◎広域利用は単年度契約です。 年度末までの利用となり、就学前まで利用できるとは限りません。
◎保育料は、お住まいの市区町村の基準に基づき決定されます。

利用者負担額（保育料）について

算定方法等

①保育料は、保護者（父母等）の市町村民税所得割額による階層区分と児童の年齢等で決まります。
４～８月分の保育料は、令和４年度（令和３年中の所得）市町村民税所得割額、９～３月分の保育料は、令和５年度（令和４年中の所得）市町村民税所得割額で算定されます。
②家計の主となっている方（生計中心者）が祖父母や同居の親族等と判断される場合（保護者の収入が103万円に満たない場合）は、父母のほか、市町村民税所得割額が最も高い方が合算されます。
③保育料決定の際、市町村民税所得割額の算出においては、調整控除を除き、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除などの税額控除の適用は受けられません。
④**保育料は、令和５年４月１日現在の年齢で算定します。**
⑤**市民税が未申告の方や下記の証明書類の提出が無い方は、保育料を暫定的に最高階層とします。収入がない場合でも、原則、申告が必要となりますので、ご注意ください。**
⑥保育必要量や世帯構成の変更、または税の修正申告を行ったことにより保育料が変更となる場合は、こども課へ**変更申請書を提出した日の翌月から変更となります**。
⑦市外の保育施設を利用した場合も、つくばみらい市の基準で保育料を決定します。
⑧保育料のほかに、保育施設によっては制服代など実費徴収や上乗せ徴収がかかることがあります。

保育料・副食費算定のため提出が必要な証明書等

対象者

①両親ともに非課税世帯かつ同居者がいる方
②つくばみらい市に住民票を移す予定のない方（単身赴任等で他市に住民票がある方）
③海外から転入された方

対象者の状況等	必要な書類
（１）令和４年１月２日以降につくばみらい市に転入され、利用開始希望月が令和５年４月～８月の方	**令和４年度市民税県民税（非）課税証明書**
（２）令和５年１月２日以降につくばみらい市に転入され、利用開始希望月が令和５年9月～令和６年３月の方	**令和５年度市民税県民税（非）課税証明書**
海外から転入された方で、上記（１）・（２）に該当する場合	**海外に在住中の所得額・控除額がわかる書類（会社からの給与支払い明細書等） （１）の場合、令和３年1月～令和３年12月分 （２）の場合、令和４年1月～令和４年12月分**

※証明書は、各年１月１日現在、住民票のある市区町村で取得できます。

利用者負担額（保育料）決定通知

	対象者の状況等	保育料決定通知書の送付時期（予定）	注意点
令和5年4月～8月分保育料決定通知	利用開始月が令和５年４月～８月までの方	・４月から利用：令和５年４月上旬頃 ・５月以降利用：利用開始月の前月中旬頃	決定通知書の発送時期は、予定と前後する場合がありますので、ご了承ください。
令和５年９月～令和６年３月分保育料決定通知	利用開始月が令和５年９月～３月までの方	・９月から利用：令和５年８月下旬頃 ・10月以降利用：利用開始月の前月中旬頃	

利用者負担額（保育料）の滞納について

◆保育料の滞納は、保育施設の運営に支障をきたすとともに、保育料をお支払いいただいている多くの保護者の方々との不公平感にもつながります。保育料の滞納について督促、催告等を行っても納付がなく、ご連絡もない場合は、児童手当からの充当や財産を差し押さえることになりますので、あらかじめご了承ください。
◆納付に関するご相談は、こども課までお願いします。

利用者負担額（保育料）

令和５年度保育施設に係る利用者負担額

《※上段：保育標準時間、下段：保育短時間の保育料》

階層区分	世帯区分			保育料の月額 ３歳児未満 （令和５年４月１日現在の満年齢）	
				第１子	第２子
第１	生活保護世帯等			0 0	0 0
第２	市町村民税非課税世帯 （第１階層を除く）			0 0	0 0
第３	令和４（５）年度の市町村民税課税世帯で、その所得割額が右の区分に該当するもの （第１階層を除く）	ひとり親世帯等	48,600円未満	3,750 (3,700)	0 (0)
		ひとり親世帯等 以外の世帯		8,500 (8,400)	4,250 (4,200)
第４		ひとり親世帯等	77,101円未満	9,000 (9,000)	0 (0)
		ひとり親世帯等 以外の世帯	57,700円未満	19,500 (19,200)	9,750 (9,600)
		97,000円未満		19,500 (19,200)	9,750 (9,600)
第５		169,000円未満		37,500 (36,900)	18,750 (18,450)
第６		301,000円未満		50,000 (49,200)	25,000 (24,600)
第７		397,000円未満		56,000 (55,100)	28,000 (27,550)
第８		397,000円以上		60,000 (59,000)	30,000 (29,500)

※上の表は下記「保育料の軽減」内容が反映された金額で表示されています。

保育料の軽減

★ きょうだいがいる場合	同一世帯から、２人以上の児童が認可保育施設、認定こども園、地域型保育、幼稚園、企業主導型保育を利用している場合、第２子は上記月額保育料の半額、第３子以降は無料となります。
★ 多子世帯の負担軽減	市町村民税所得割額の合算額が、57,700 円未満の世帯は生計を一にする第１子の年齢に関わらず、第２子が半額、第３子以降が無料となります。 ※市町村民税所得割額合算額が 57,700 円以上の世帯では、上記「★きょうだいがいる場合」の軽減内容となります。
★ ひとり親世帯や在宅障がい児（者）がいる世帯	ひとり親世帯または、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当等の支給対象児や障害基礎年金等受給者が世帯にいる場合、第３階層の方は、1,000 円 / 月の減額後の半額、第２子以降が無料となります。 さらに、４階層のうち市町村民税所得割額が 77,101 円未満の世帯は、第１子の３歳未満児が 9,000 円、第２子以降が無料となります。

保育料の納入

◎保育料は、**口座振替での納付**をお願いいたします。

利用できる金融機関	常陽銀行	筑波銀行	三井住友銀行（口座振替のみ）
	東日本銀行	茨城県信用組合	結城信用金庫
	みずほ銀行（口座振替のみ）	水戸信用金庫	ゆうちょ銀行
	茨城みなみ農業協同組合（支店のみ）	中央労働金庫	

- ◆ 口座振替日は**毎月末日**です。（口座振替日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日）
- ◆ 残高不足等で口座振替ができなかった場合は、**納付書**を送付しますので、納付書に記載された金融機関、市役所（伊奈庁舎会計課・谷和原庁舎市民窓口課）で納めてください。　※ 保育施設では納付できません。
- ◆ 利用先決定後に口座振替依頼書をお渡しします。口座振替を希望する金融機関で手続きをしてください。依頼書の「納入義務者」欄は、認定証の認定保護者となります。
- ◆ **認定こども園・地域型保育施設**は、各保育施設へ納付いただくため、各保育施設の案内に従ってください。

保育料無償化について

「３歳～５歳児クラスの方」及び「０～２歳児クラスのうち第１・２階層の方」は保育料は無償（0円）となります。

給食費（主食・副食費）、延長保育料、行事費、教材費などは保護者のご負担となります。
副食費については、保育料の階層区分によって免除となる場合があります。

【3歳～5歳児クラスの方へ】副食費の免除対象について

- ３歳～５歳児クラスのお子さんについては、保育料は無償化となりますが、給食費は保護者のご負担となります。
- 給食費のうち副食費（おかず・おやつ代）の免除対象者は、次のとおりです。
  ・市町村民税所得割額の合算額が

57,700円未満の世帯	第4階層までの一部の方と第3子以降の方
57,700円以上の世帯	小学校就学前のお子さんで、認可保育施設や幼稚園等を利用しているお子さんから数えて第3子以降の方

- 副食費の免除の有無は、保育料の階層区分で決定します。そのため、保育料と同様に４月と９月の年２回算定し、それぞれ階層を決定します。
- 副食費の免除対象の有無については、保育料決定通知書の備考欄をご覧ください。
  副食費免除対象者の方は「無償（0円）」、免除対象者以外の方は「利用する施設の定める額」と記載しております。
- 給食費の金額は、保育施設により異なりますので、金額や納付方法については、利用保育施設からの案内をお待ちください。

<table>
<tr><th>階層区分</th><th colspan="3">世　帯　区　分</th><th>副食費免除の有無</th></tr>
<tr><td>第１</td><td colspan="3">生活保護世帯等</td><td rowspan="3">副食費免除
（主食費のみ負担）</td></tr>
<tr><td>第２</td><td colspan="3">市町村民税非課税世帯
（第１階層を除く）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第３</td><td rowspan="6">令和４（５）年度の市町村民税課税世帯で、その所得割額が右の区分に該当するもの（第１階層を除く）</td><td>ひとり親世帯等</td><td rowspan="2">48,600円未満</td></tr>
<tr><td>ひとり親世帯等
以外の世帯</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第４</td><td>ひとり親世帯等</td><td>77,101円未満</td><td rowspan="3">主食費＋副食費負担</td></tr>
<tr><td>ひとり親世帯等
以外の世帯</td><td>57,700円未満</td></tr>
<tr><td colspan="2">97,000円未満</td></tr>
<tr><td>第５</td><td colspan="2">169,000円未満</td></tr>
<tr><td>第６</td><td colspan="2">301,000円未満</td></tr>
<tr><td>第７</td><td colspan="2">397,000円未満</td></tr>
<tr><td>第８</td><td colspan="2">397,000円以上</td></tr>
</table>

入所後の必要な手続きについて

申込内容に変更が生じたとき

◆ 入所中に、保護者または同居親族等について、下表の変更があった場合は、「必要事由」及び「必要量」等の内容に変更が生じるため、必ず利用中の保育施設にご連絡のうえ、変更が生じた当月中にこども課まで必要書類をご提出ください。(郵送可)
◆ 提出期限は、原則として変更日の前月です(土・日・祝日の場合は、翌開庁日)。変更日の前月までに必要書類が揃わない場合や申請が難しい場合は、必ずこども課にご連絡ください。
◆ 認定内容が変更となった場合には、保育料も併せて変更となる場合があります。
◆ **認定変更の適用は、原則申請日の翌月からです。(保育料の変更も同様です。)**
※月末に勤務先を退職し、翌月に申請した場合は、申請月初日から適用とする場合もあります。

変更があるにもかかわらず申請を行わなかった場合や、申請した内容が事実と異なる場合は、遡及変更又は認定の取消し及び退所となることがあります。

変更事由	必要書類
住所や電話番号に変更があったとき	「○認定変更申請書」
家族構成に変更があったとき 例)単身赴任、離婚、ひとり親家庭の結婚(事実婚を含む)	「○認定変更申請書」「○家庭の状況」 状況により必要な書類が異なりますので、こども課へご連絡ください。
保護者が離婚調停を申立て、かつ別居を始めたとき	「○認定変更申請書」 「○家庭の状況」 「事件係属証明書(家庭裁判所発行)」または「呼出状」
勤務先を退職するとき	「○認定変更申請書」 1)次の就労先が未定の場合(求職) 「○確約書」等(8ページ参照) 2)求職を行わず就労しない場合 「○保育施設退所届」 認定事由の基準を満たさなくなるため、退所となります。
求職活動中で就労先が決まったとき	「○認定変更申請書」 「○就労証明書」 (自営業及び農業、内職の方の場合は８ページ参照)
保護者または同居家族の仕事に変更があったとき 例)勤務時間の変更、転職など	
母が出産し、産休後すぐに復職するとき (19ページ参照)	「○就労証明書」
母が出産し、育児休業に入るとき (19ページ参照)	「○認定変更申請書」 「○就労証明書(育休期間を記載したもの)」
育児休業から復職するとき	「○認定変更申請書」 「○就労証明書(復職年月日を記載したもの)」 ※復職後、１か月以内に提出してください。
仕事を退職し、看護・介護を行うとき	「○認定変更申請書」 「○看護・介護状況申告書」等(8ページ参照)
病気により、就労先を休職・退職するとき	「○認定変更申請書」 「○診断書」(疾病名、保育が困難な状況、療養期間が記載されたもの。)
保育の必要量を変更したいとき	「○認定変更申請書」 変更したい理由により必要書類が異なりますので、こども課へお問合せください。
保育施設を退所するとき	「○保育施設退所届」
同居家族が障がい者となったとき	「特別児童扶養手当証書」「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」「障害基礎年金受給者証」いずれかの写し
里帰り出産するとき	「○里帰り出産による保育利用一時休止届」

※○印のある指定様式は、市ホームページからダウンロードできます。
※必要に応じて、上記に記載した以外の書類の提出をお願いする場合があります。

市外に転出するとき

◆ 転出する月の末日で退所となります。
転出する月の翌月以降の入所については次のとおりです。

【転出後も継続して**利用を希望する**場合】

◆ 本来は、転出する月の月末で退所となりますが、下記１または２の場合は「継続の手続きについて」の手続きを行うことで、令和６年３月31日まで同一施設を利用できます。

1　令和５年４月１日現在で５歳児クラスに在籍している場合 2　転出先の保育施設の利用を申し込んだが、利用先が決まらなかった場合

◆ 継続の手続きについて

１）転出前

①事前に、こども課へ継続を希望する旨をご連絡のうえ、「保育施設退所届」を提出してください。

②転出先の保育施設の利用申込み方法を確認のうえ、転出前につくばみらい市役所こども課にお申込みください。

市区町村によっては、保育施設利用が難しい場合がありますのでご注意ください。

２）転出後

転出先の市区町村の保育施設担当課を通じて、利用されているつくばみらい市の保育施設利用申込み及び転出先市区町村の保育施設利用申込みをしてください。

この申込みの結果、転出先で保育施設の利用が決まらなかった場合には、令和６年３月31日までつくばみらい市の保育施設を利用することができます。

詳細は、こども課までお問合せください。

◆ 注意事項

転出の時期にかかわらず、継続利用が可能な期間は令和６年３月31日（同一年度末）までです。

令和６年４月以降の継続利用を希望する場合は、令和６年４月以降の利用申込を転出先市区町村に再度行っていただきます。ただし、優先度は市内の方に比べ低くなります。

【転出後、継続**利用を希望しない**場合】

◆ 転出日までに、こども課へ**「保育施設退所届」**をご提出ください。

現況届（継続調査）について

◆ 毎年秋頃、保育施設を利用する保護者に対し、保育の必要性の確認のために、就労状況等の調査を行っています。保育ができないことの証明書等を再度取得し、現況届と一緒にご提出ください。

◆ 入所要件を満たさない場合や、提出がない場合、または提出した内容に虚偽がある場合は退所となります。

◆ 利用中の保育施設から他の保育施設への転所を希望する場合は、認定申請書を除いた申請書類一式をご用意し、利用希望月の締切日までにこども課までお申し込みください。（７ページ参照）

保護者が妊娠・出産する場合について

保育施設利用中のお子さんの保護者が妊娠・出産する場合は、現在**利用中のお子さんに、保育の利用及び必要性に変更が生じる場合があります**。取り扱いは原則フローチャートのとおりです。

※フローチャート内では、「保育施設利用中のお子さん」→上の子、「出産予定のお子さん」→下の子とします。

保育施設利用中のお子さんは令和５年４月１日現在で何歳児クラスですか？（１ページ参照）
①４・５歳児・・・Ａへ
②０～３歳児・・・下へ

↓

現就労先で、産休・育児休業を取得しますか？
①取得しない・・・Ｂへ
②取得する・・・・下へ

↓

出産予定のお子さんが満１歳を迎えるまでに復職する予定はありますか？
①予定なし
（例：満３歳まで取得予定）・・・Ｂへ
②予定あり・・・下へ

②の場合
お子さんが満１歳を迎えるまでに、保育施設の申込みが必要になります。（４ページ参照）

↓

出産予定のお子さんの選考の結果はどうでしたか？
①利用先が決定した・・・Ｃへ
②利用先が決まらなかった・・・下へ

↓

育児休業は延長しますか？
①育児休業を延長する・・・Ｄへ
②育児休業を延長せずに復職した・・・Ｅへ
③育児休業を延長せずに退職した・・・Ｆへ

Ａ　育休取得の場合、４・５歳児のお子さんは就学前まで利用できます。
ただし、就労先を退職し、次の就労予定がない場合は、退職日をもって退所となります。

Ｂ　保育の利用を必要とする事由が「妊娠・出産」となり、出産月の翌月末日で退所となります。
ただし、出産月の前月以前に退職する場合は、退職日をもって退所となります。

Ｃ　きょうだいで就学前まで利用できます。

Ｄ　出産予定のお子さんが満１歳を迎えても、利用先が決まらない場合は、下のお子さんが最長で満２歳を迎える月の月末まで、保育施設利用中のお子さんの継続利用が可能です。
（例）令和５年５月１日生まれのお子さんについて、満１歳で利用申込みをしたが、利用先が決まらなかった場合
→上のお子さんは令和７年５月31日まで利用可能。
※下のお子さんの入所が決定した場合、入所辞退はせず、必ず復職してください。復職しない場合、上のお子さんは退所となります。

Ｅ　復職後、下のお子さんを、企業内託児施設、認可外保育施設、別居親族等に預ける、または同伴就労をされる場合は、上のお子さんは就学前まで利用できます。

Ｆ　原則、退職日をもって保育施設は退所となります。

※育児休業を理由に継続入所できるのは、現在の就労先で育児休業を取得して復職する場合に限ります。
なお、復職とは、育児休業を取得した職場に戻ることをいい、その職場を退職（転職含む）された場合は、復職とはならず、保育施設利用中のお子さんは、原則退所となります。

よくある質問

●申込について

Q1　申し込んだ順に、保育施設に入れるのですか？

A　先着順ではありません。保育の必要性の高い方から利用先を決定します（11ページ参照）。

Q2　保育施設は仕事をしていないと入れませんか？

A　保育施設利用は、要件を満たしている場合に限ります（３ページ参照）。 なお、求職活動中の方は認定有効期間開始日から２か月以内に就労するという内容の「確約書」の提出が必要です（８ページ参照）。

Q3　パートより正社員の方が有利に保育所に入れるのですか？

A　雇用形態によって選考に優劣がつくことはありません。就労日数と就労時間によって基本点がつき、点数の高い方から利用先を決定します。

Q4　見学に行っていない保育施設は申込できないのですか？

A　見学に行っていない保育施設でも申込は可能ですが、入園後の施設と保護者のミスマッチを防ぐためにも、できる限り希望施設の見学をお願いいたします。見学については、施設に直接お問い合わせください（新型コロナウイルス感染症の影響で見学を行っていない場合があります。必ず事前にご確認のうえ、見学を行っていない場合は、施設の提供する重要事項等をご確認のうえお申込みください）。

Q5　申込み時に書類が不足していた場合、いつまで受付してもらえますか？

A　受付は随時行っていますが、選考に反映させるには、各月の利用申込み締切日までにご提出ください。申込締切日を過ぎて提出された書類は、次回の選考からの反映となります。ただし、保護者の方の保育を必要とする状況がわかる書類が不足している場合は、申込み自体を受付することができません。申込みや不足書類の提出は余裕をもって行ってください。

Q6　申込をした後で、希望保育施設を変更することはできますか？

A　市ホームページの「希望施設等変更フォーム」又は窓口（伊奈庁舎こども課・市民センターおやこ・まるまるサポートセンター）にて変更可能です。申込有効期間中の変更は何度でも可能ですが、変更の締切は入所受付期間と同じになります。

Q7　幼稚園と保育施設を併願する予定です。どのように手続きをすればよいですか？

A　幼稚園と保育施設を併願することは、事実上可能です。まず、幼稚園は、園によって募集時期が異なる点にご注意いただき、園へ直接手続きをお願いします。また、保育施設は、本案内をご確認いただき、申請（手続き）をお願いします。最終的には、１つの施設をご選択いただくため、辞退する場合は、施設（もしくは幼稚園担当課）に必ず連絡をしてください。

Q8　育児休業から復帰するときのために、事前に保育施設の予約はできますか？

A　予約はありません。他の方と同様に利用希望月の締切日までにお申込みください。

Q9　保育施設に入れなかった場合、毎月申込みが必要ですか？

A　新たに申し込む必要はありません。申込みの取下げがない限り、認定有効期間内は令和６年３月利用分まで毎月選考の対象になります（11ページ参照）。ただし、就労状況・家庭状況・児童の健康状況に変更があった場合は、「認定変更申請書」と必要書類を、こども課まで必ずご提出ください。就労等の状況が変更しているにもかかわらず、ご提出がない場合は、認定の取消し（選考の対象外）とすることもあります（10ページ参照）。

Q10　令和4年度の申込みをしましたが、現在利用保留となっています。 それでも令和5年度分も申込手続きが必要ですか?

A　申込みは年度ごとの受付となります。お手数ですが申込書や就労証明書等を改めてご用意いただき、再度お申込みください。

●提出書類について

Q11　複数箇所で就労（ダブルワーク）をしている場合、就労証明書はどうすればいいですか？

A　すべての就労先の就労証明書と、タイムスケジュール表を提出してください。タイムスケジュールには1週間どのように複数勤務しているかご自身でご記入ください。

Q12　自営業で働いていますが、継続して働いている書類とは何を用意すればいいですか？

A　事業所名が記載された公共料金の領収書や、商品販売の請求書（領収書）、給与明細書等です。詳しくは自営業申立書の裏面に記載してありますので、ご確認ください。

Q13　就労内定で申し込む場合、どのような書類を提出すればよいですか？

A　勤務開始予定日を記載した就労証明書（内定証明書）をご提出ください。
勤務開始後1か月以内に、勤務開始後に就労先が発行した就労証明書をご提出ください。

●利用調整（入所選考）について

Q14　市内の保育施設をいくつ希望するかで選考に影響しますか？

A　ご希望の保育施設以外は、利用の意思がないものとみなして選考しますので、利用可能な保育施設をできる限り希望してください。ただし、希望していたにもかかわらず利用先決定後に辞退をされると、翌月の選考でも利用先が決定するとは限りません。また、選考全体にも影響が及ぶこともありますので、**安易な辞退はおやめください。**

Q15　きょうだいは必ず同じ保育施設に入れますか？

A　利用調整基準に基づき、できる限り配慮します。 ただし、申請内容（きょうだい別園可で申請のあった場合など）や定員などの事情で別々の保育施設で利用決定する場合もあります。

Q16　利用決定先が第３希望の保育施設でした。年度途中で第１希望の保育施設に空きができたら優先的に移れますか？

A　第1希望以外の保育施設を利用承諾となった場合でも、転所を希望する場合は再度の申請が必要になります。その場合は再度の選考となり申請内容に基づき利用調整を行います。なお、転所となった場合にはいかなる理由があっても、転所を取りやめることはできず、現在利用中の施設は退所となります（7ページ参照）。

Q17　入所を辞退したい場合、書類の提出は必要ですか？ また一度辞退した施設を後日希望することはできますか？

A　こども課入所入園係へ電話連絡後、速やかに「辞退届」を提出してください。同年度中は、一度辞退した保育施設を希望にいれることはできません。次年度よりお申込みいただけます。なお、その後の利用調整の中で、希望する施設に保育を必要とする度合いが同一の人がほかにいて、施設に十分な空きがなく、さらに優先順位を決めなければならないときには、辞退したことがない人を優先してご案内することがあります。**また、辞退した場合、保留通知の発行はできません。**

Q18　勤務中に、大地震などの災害・震災が起こった際、子どもの迎えはどうすればよいですか？

A　まずは、保育施設で大切にお預かりしますので、ご安心ください。東日本大震災では、交通網（道路・鉄道等）の麻痺により、多くの保護者が帰宅難民となりました。日頃から公共交通機関を使わなくても、お迎えに来ていただける方を確保しておくこと、併せて保育施設に対応方法を確認しておくことなどが大切です。

Q19　自己都合により、長期で保育施設を休む場合は、退所になりますか？

A　一定期間において、保育施設の利用がない場合は「保育が必要ではない」と判断し、原則退所となります。しかし、やむを得ない特別な事情により、通園ができないと判断された場合、休園期間はおおむね１ヵ月を目安に設けています。**ただし、休園の場合でも保育料は通常どおりお支払いいただきます。**
なお、里帰り出産の場合は、こども課へご相談ください。

Q20　保育施設に夏休みはありますか？

A　保育施設に夏休み等の長期休暇はありません。なお、日曜、祝日、年末年始を除く月曜日～土曜日は、原則開園（所）していますが、施設により一部取り扱いが異なりますので、詳しくは各保育施設にお問い合わせください（24ページ参照）。

Q21　現在幼稚園を利用中ですが、夏休みの間だけ保育園を利用することはできますか？

A　幼稚園に在籍したまま保育施設を利用することはできません。保育施設の利用が決まった場合は、幼稚園を退園する必要があります。

Q22　「求職活動中」で、きょうだい２人の申込みをし、上の子だけ利用先が決定しました。下の子が利用できるまで仕事を始めなくても上の子は入所できますか？

A　上のお子さんだけ利用先が決定した場合でも、下のお子さんを別居親族や企業内託児施設、認可外保育施設等に預けるなどして認定有効期間内に就労を開始していただきます。就労しない場合は退園となります。

Q23　上の子が保育施設利用中に母が妊娠し、産休・育児休業に入ると、上の子は退所になりますか？

A　一定の条件のもと、上のお子さんは利用を継続することができます。（19ページ参照）

Q24　転所申込の結果、保留通知が届きました。今通っている保育施設は退所になりますか？

A　転所が決まらなかった場合でも、現在利用中の保育施設は継続して利用できますのでご安心ください。ただし、転所が決まった場合はいかなる場合も元の保育施設に通うことはできませんので、転所の必要がなくなった場合は速やかに転所申込の取下げをお願いいたします。

●認定について

Q25　保育施設の申込みをしたら認定証（２号・３号）が送られてきました。保育施設が決まったということですか？

A　認定証（２号・３号）は、保育が必要な方に交付される、「保育が必要であるという証明」です。保育施設の入所を決定するものではありません。

Q26　転職先が決まっていれば、退職してから1ヶ月ほど仕事を休んでも大丈夫ですか？

A　転職先が決まっていたとしても、1ヶ月以上就労しない期間が生じた場合は認定変更の手続きが必要となります。その後就労開始日の前月末までに再度、就労への認定変更の手続きが必要となりますのでご注意ください。なお、退職後に1か月以上就労していないことが判明した場合は、認定を取消す場合があります。

●保育料について

Q27　保育料がいくらになるか教えてもらえますか？

A　恐れ入りますが、窓口やお電話での回答はできません。ただし、「市県民税税額決定・納税通知書」や「（非）課税証明書」がある場合、保育料の階層の目安をお伝えすることができます。詳細はこども課入所入園係までお問合せください。

Q28　公立施設と私立施設の保育料はどのくらい違うのですか？

A　保育の必要量（標準時間・短時間）により決められた時間内の保育料は、どの保育施設でも変わりません。３歳児クラス以上の場合は保育料無償ですが、延長保育料金や給食費、教材費などは保育料とは別に必要となり、金額は保育施設によって異なります。詳細は各保育施設の概要（24～37ページ参照）等をご確認ください。

Q29　3歳の誕生日を迎えたら保育料は無償になるのですか？

A　満3歳の時点では無償とはなりません。3歳児クラスに進級（4月1日時点で3歳）した時点から無償化対象となります。

Q30　保育料を滞納するとどうなりますか？

A　保育料を滞納する保護者と、滞納していない保護者との間で、著しく公平性が損なわれるのはもちろんのこと、保育施設の安定的な運営に影響を及ぼし保育サービスが低下する恐れがあります。公平性を期するため、児童手当からの充当のほか、悪質な場合財産の差押え等の厳しい措置をとることがあります。

●その他

Q31　就労先から、育児休業の延長の手続きのために保留通知の提出を求められました。どのような手続きが必要ですか？

A　保育施設のお申込みをしていただき、利用調整の結果保留となった場合、希望月の保留通知を発行します（結果通知は初回のみ送付します。その後も通知が必要な場合は、こども課入所入園係までお問合せください）。
申込をしていない方に通知を発行することはできません。申込期間等よくご確認いただき、お手続きください。締切を過ぎた後で、遡っての申込はできませんのでご注意ください。
また、育児休業の延長や育児休業給付金等の手続きにつきましては、こども課ではご対応いたしかねます。必ず就労先やハローワーク等にご確認ください。

子育て支援事業について

市内の各保育施設等において、下記の子育て支援事業を実施しています。
詳細は各施設にお問合せください。

※すべての連絡先の市外局番は「0297」です。

地域子育て支援拠点事業

親子の交流を深め、子育ての不安を相談できる場です。
さまざまなイベントも実施しています。気軽に活用し、子育てを楽しんでください。

	実施施設	所在地	連絡先
常設型	子育て支援室　BLOOM	陽光台3-9-1（みらい平市民センター2階）	44-8015
	子育て支援室　おひさま	紫峰ヶ丘4-4-1（みらい平コミュニティセンター内）	57-0502
	小絹児童館内　子育て支援室	絹の台3-1-4（小絹児童館内）	25-2151
	きらくやま子育て支援室　こどもひろば	神生530（きらくやますこやか福祉館内）	57-0205
	子育て支援室　のびのび広場	富士見ヶ丘4-14-6（富士見ヶ丘認定こども園内）	080-9291-0372
	子育て支援室　るんるんみらい	陽光台2-35-1（認定こども園ルンビニー学園内）	58-8035
	子育て支援室　るんるんみらい２	陽光台2-29-1（ルンビニーみらい保育園内）	21-4750
	子育て支援室　ぽかぽか	筒戸３５６１－１（ひなた保育園やわら内）	21-3081
出張型	フラワー	上小目600（谷和原第２保育所内）	44-8015
	キラキラ　伊奈公民館	福田195	
	キラキラ　福岡分館	福岡1433	
	ぱんだ　谷井田コミュニティセンター	谷井田1960	57－8551
	ぱんだ　板橋コミュニティセンター	板橋2675-1	58－9797

病後児保育事業

就労等により病気の回復期のお子さんを、保護者が家庭で保育できない場合に、施設に付設された専用スペースで預かります。

実施施設	所在地	連絡先
富士見ヶ丘認定こども園	富士見ヶ丘4-14-6	44-7280
認定こども園ルンビニー学園	陽光台2-35-1	58-8035

※在園児をはじめ、在園児以外の児童も利用が可能です。
　施設により利用時間や金額等は異なり、事前登録が必要となります。詳細は各施設にお問合せください。

ファミリーサポートセンター事業

子育ての援助を『受けたい方』と『援助したい方』がそれぞれ会員となって、センターのコーディネーターにより、会員同士のマッチングを行う有料のサービスです。

実施施設	所在地	連絡先
ファミリーサポートセンター	神生530 （きらくやますこやか福祉館内）	57-0205

＜サービスの一例＞
◎ 冠婚葬祭、学校行事などの時に子どもを預かること　◎ 保育施設での保育の前・後に子どもを預かること

おやこ・まるまるサポートセンター

妊娠期から子育て期まで、切れ目のないサポートを行います。子育てに関する各種相談や情報提供等、関係機関と連携して支援を実施いたします。また、保育施設の入所入園相談も実施しております。お気軽にご相談ください。

実施施設	所在地	連絡先
おやこ・まるまるサポートセンター	陽光台3-9-1 （みらい平市民センター２階）	44-8822

保育施設一覧

◆ 私立保育園・認定こども園・地域型保育は、基本保育料に加え、★マークの時間帯は別途延長料金がかかります。
◆ 「認定こども園」の情報は、保育所部（２号・３号）のみの記載となり、幼稚園部（１号）の記載はありませんのでご注意ください。
◆ 保育施設の事情等により、内容に変更が生じる場合があります。

区分	保育施設名	所在地	定員 保育部分	電話番号 市外局番 0297	受入年齢	保育料	保育時間等							
							平日				土曜			
							早朝	通常		延長	早朝	通常		延長
							開始	開始	終了	終了	開始	開始	終了	終了
保育所（公立）	伊奈第１保育所	山王新田1253	60	58-2422	満１歳～就学前	（延長保育を除く）市で定めた保育料（P14・15参照）	7:30	8:30	17:15	19:00	伊奈第2保育所共同実施			
	伊奈第２保育所	小張4705	80	58-1025	満１歳～就学前						7:30	8:30	17:15	19:00
	谷和原第１保育所	仁左衛門新田641	80	52-2100	満１歳～就学前									
	谷和原第２保育所	上小目600	110	52-4217	生後6か月～就学前									
保育園（私立）	あい保育園富士見ヶ丘	富士見ヶ丘3-26-1	90	44-7631	生後57日～就学前			7:00	18:00	★20:00		7:00	18:00	★20:00
	つくば国際はるかぜ保育園	小張2786-1	140	38-6657	生後57日～就学前		7:00	8:30	18:00	★19:00	7:00	8:30	18:00	
	テンダーラビング保育園みらい平 ※0歳児クラスの延長保育はありません。	陽光台2-2-2	70	44-7366	生後57日～就学前			7:00	18:00	★20:00		7:00	18:00	★20:00
	あい保育園陽光台	陽光台4-14-1	90	38-6475	生後57日～就学前			7:00	18:00	★20:00		7:00	18:00	★20:00
	きらり保育園	小島新田210-1	100	38-7722	生後57日～就学前		★7:00	7:30	18:30	★20:00	★7:00	7:30	18:30	★20:00
	陽光台保育園	小張4073	60	58-3852	生後57日～就学前			7:00	18:00	★20:00		7:00	18:00	★20:00
	ひなた保育園やわら	筒戸3561-1	60	21-3081	生後57日～就学前		★7:00	7:30	18:30	★19:30	★7:00	7:30	18:30	★19:30
	ルンビニーみらい保育園	陽光台2-29-1	100	21-4750	生後57日～就学前			7:00	18:00	★20:00		7:00	18:00	
	ふれあい第１保育園	長渡呂新田715	72	58-1597	満１歳～就学前		7:30	8:30	17:15	19:00	ふれあい第1保育園共同実施			
	ふれあい第２保育園	狸穴1072-45	70	58-6002	満１歳～就学前		7:30	8:30	17:15	19:00	7:30	8:30	17:15	19:00
認定こども園（私立）	（幼保連携型）認定こども園ふたばランド	紫峰ヶ丘1-10-4	80	34-0028	生後6か月～就学前		★7:00	7:30	18:30	★19:30		7:30	18:30	
	（幼保連携型）富士見ヶ丘認定こども園	富士見ヶ丘4-14-6	60	44-7280	生後57日～就学前			7:00	18:00	★19:00		7:00	18:00	
	（幼保連携型）認定こども園ルンビニー学園	陽光台2-35-1	90	58-8035	生後57日～就学前			7:00	18:00	★20:00		7:00	18:00	
	（幼保連携型）みらい認定こども園	筒戸3190	90	21-2185	生後３か月～就学前			7:00	18:00	★20:00		7:00	18:00	★20:00
地域型保育（私立）	（小規模保育）エンジェル保育園	小絹185-3	19	52-8225	生後43日～２歳		★7:00	7:30	18:30	★20:00	★7:00	7:30	18:30	★20:00
	（小規模保育）ちびっこランドみらい平園	富士見ヶ丘1-14-3	19	44-6126	生後６か月～２歳			7:30	18:30	★19:00		7:30	18:30	
	（小規模保育）ひなた保育園みらい平	陽光台4-3-4	19	20-7573	生後57日～2歳		★7:00	7:30	18:30	★19:30	★7:00	7:30	18:30	★19:30
	（小規模保育）丘の上のつなぐ保育園	紫峰ヶ丘2-3-6	19	21-2792	生後57日～２歳			7:00	18:00	★20:00		7:00	18:00	★20:00
	（事業所内保育）なのはな園	長渡呂新田840-2	10	34-1217	生後６か月～２歳			7:30	18:30	★19:00		7:30	18:30	★19:00

【事前の見学等について】 新型コロナウイルス感染症の影響で見学を行っていない場合があります。必ず事前にご確認のうえ、見学を行っていない場合は、施設の提供する重要事項をご確認のうえお申込みください。

保育時間（標準・短時間）一覧

区分	保育施設名	延長	保育標準時間（11時間）		延長	延長	保育短時間（８時間）		延長
			開始	終了			開始	終了	
（公立）保育所	伊奈第１・第２保育所 谷和原第１・第２保育所		7:30	18:30	19:00	7:30	8:30	16:30	19:00
（私立）保育園	あい保育園富士見ヶ丘		7:00	18:00	20:00	7:00	8:30	16:30	20:00
	つくば国際はるかぜ保育園		7:00	18:00	19:00	7:00	8:30	16:30	19:00
	テンダーラビング保育園みらい平		7:00	18:00	20:00	7:00	8:30	16:30	20:00
	あい保育園陽光台		7:00	18:00	20:00	7:00	8:30	16:30	20:00
	きらり保育園	7:00	7:30	18:30	20:00	7:00	8:30	16:30	20:00
	陽光台保育園		7:00	18:00	20:00	7:00	8:30	16:30	20:00
	ひなた保育園やわら	7:00	7:30	18:30	19:30	7:00	8:30	16:30	19:30
	ルンビニー みらい保育園		7:00	18:00	20:00	7:00	8:00	16:00	20:00
	ふれあい第１保育園		7:30	18:30	19:00	7:30	8:30	16:30	19:00
	ふれあい第２保育園		7:30	18:30	19:00	7:30	8:30	16:30	19:00
（私立）認定こども園	認定こども園ふたばランド	7:00	7:30	18:30	19:30	7:00	9:00	17:00	19:30
	富士見ヶ丘認定こども園		7:00	18:00	19:00	7:00	8:30	16:30	19:00
	認定こども園ルンビニー学園		7:00	18:00	20:00	7:00	8:00	16:00	20:00
	みらい認定こども園		7:00	18:00	20:00	7:00	8:00	16:00	20:00
（私立）地域型保育	エンジェル保育園（小規模保育）	7:00	7:30	18:30	20:00	7:00	9:00	17:00	20:00
	ちびっこランドみらい平園（小規模保育）		7:30	18:30	19:00	7:30	8:00	16:00	19:00
	ひなた保育園みらい平（小規模保育）	7:00	7:30	18:30	19:30	7:00	8:30	16:30	19:30
	丘の上のつなぐ保育園（小規模保育）		7:00	18:00	20:00	7:00	8:00	16:00	20:00
	なのはな園（事業所内保育）		7:30	18:30	19:00	7:30	8:30	16:30	19:00

◇延長時間の利用については、別途延長料金が発生しますので、各保育施設へお問合せください。

保育施設マップ

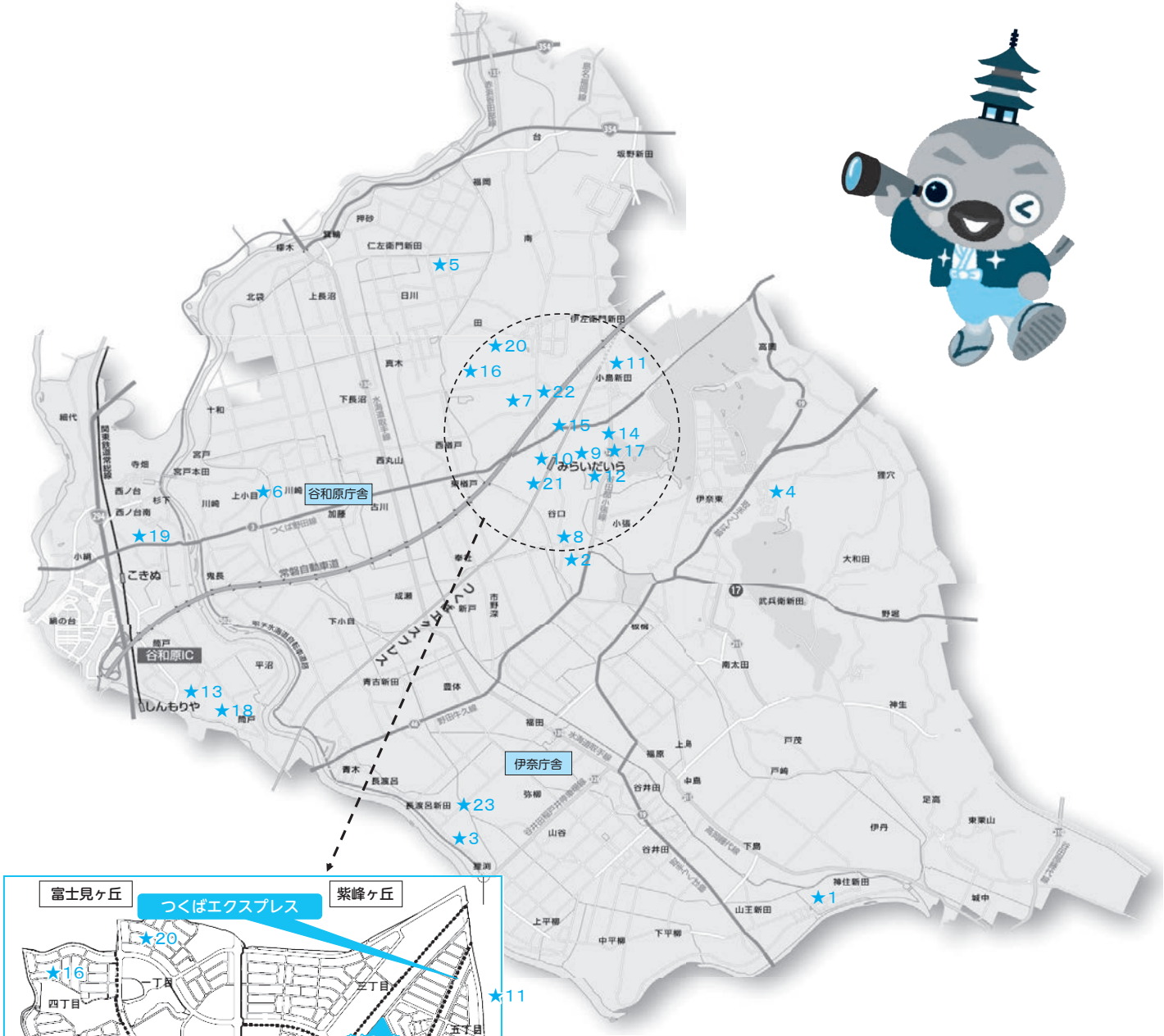

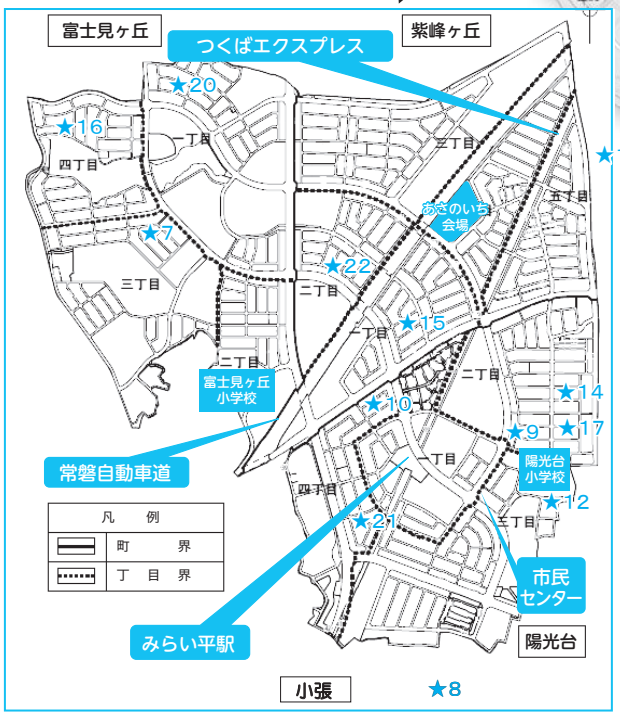

地図番号	保育施設名	地図番号	保育施設名
★1	伊奈第１保育所	★13	ひなた保育園やわら
★2	伊奈第２保育所	★14	ルンビニーみらい保育園
★3	ふれあい第１保育園	★15	認定こども園ふたばランド
★4	ふれあい第２保育園	★16	富士見ヶ丘認定こども園
★5	谷和原第１保育所	★17	認定こども園ルンビニー学園
★6	谷和原第２保育所	★18	みらい認定こども園
★7	あい保育園富士見ヶ丘	★19	エンジェル保育園
★8	つくば国際はるかぜ保育園	★20	ちびっこランドみらい平園
★9	テンダーラビング保育園みらい平	★21	ひなた保育園みらい平
★10	あい保育園陽光台	★22	丘の上のつなぐ保育園
★11	きらり保育園	★23	なのはな園
★12	陽光台保育園		

★ あさのいち ★ @みらい平どんぐり公園　毎月開催中！

市内若手農業者グループつくばみらい４Ｈクラブによる新鮮で安全・安心な農産物の直売をメインに朝市を開催しています！月ごとの開催日時は市ホームページ、または右のQRコードからあさのいち公式Twitterをご確認ください。

各保育施設の紹介

＜注意＞

①各保育施設の紹介ページに記載している「主な経費」はあくまで一例です。また、令和４年度の情報を記載しているため、記載情報に変更が生じる場合があります。

②保育施設利用の際に用意していただくもの等があり、内容も保育施設ごとに違います。詳細については、各保育施設へお問合せください。

公立		**伊奈第１保育所**	マップ★1
施設ホームページ		http://blog.city.tsukubamirai.lg.jp/blog/ina-d1/	

公立		**伊奈第２保育所**	マップ★2
施設ホームページ		http://blog.city.tsukubamirai.lg.jp/blog/ina-d2/	

公立		**谷和原第１保育所**	マップ★5
施設ホームページ		http://blog.city.tsukubamirai.lg.jp/blog/yawara-d1/	

公立		**谷和原第２保育所**	マップ★6
施設ホームページ		http://blog.city.tsukubamirai.lg.jp/blog/yawara-d2/	

◎公立保育所共通

給　食	上乗せ徴収	保育の特徴	主な保護者参加行事
完全給食（３歳児以上は主食代・副食代負担）、土曜：お弁当持参	なし	●子どもたちがたくさんの体験に出会い、発見したり驚いたり、おいしい！うれしい！きれい！と素直な心が育つように、そしてどの子もいっぱい遊びを楽しむことができるよう努めています。 ●年齢別保育が基本ですが、異年齢との混合組になることもあります。少子化の時代を踏まえ、できる限り異年齢児との交流を取り入れながら豊かな人間性をもった子どもを育てることを基本方針としています。	４月　入所式・保護者会総会 ６月　運動会 11月　生活発表会 ３月　修了式 ※この他に保育参加や個人面談なども予定しています。
実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）			
●傷害保険代：240円／年 ●主食代（3歳児以上）：500円／月 ●副食代（3歳児以上）：4,500円／月 ●保護者会費：400円／月 ●布団乾燥代：280円／年6回 ●その他絵本代、カラー帽子代　など			

私立		あい保育園富士見ヶ丘	マップ★7
施設ホームページ→		https://aigran.co.jp/nursery_list/1-1130/	
給食	完全給食（３歳児以上は主食代・副食代負担）		
実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）		上乗せ徴収	なし

●延長保育料：250円/30分　●主食代(3歳児以上)：1,250円/月　●副食代(3歳児以上)：5,000円/月
●布団乾燥代：500円/月　●保護者会費：200円/月　●保育用品：金額は用品により異なる(各自購入)
●体操服：4･5歳児(上衣1,500円～　半ズボン1,300円～)3歳児希望者のみ　●絵本・写真・行事(夏祭り食券)：希望者のみ

保育方針	保育理念
★自主性を育てます。 ★個性を大切にします。 ★思いやりの気持ちが育つ、『心の基地』をめざします。 ★自然との触れ合いを大切にします。	私たちは子ども達に「自分の夢を自分の力で実現できる人」になって欲しいと願っております。 ・いろいろなことに興味を持ち、自分で考えてやってみる気持ちを持つこと。 ・思いやりの気持ちを持って楽しく仲間と関わることができること。 ・安心できる「心の基地」があること。
保育の特徴	**主な保護者参加行事**
・毎週１回、有資格者による本格的なリトミック教育を導入しています。(２～５歳児) ・安心の手作り給食・おやつ（天然だしにこだわり調理し、本物の味覚の給食を陶器の食器で提供します。） ・ネイティブ講師によるオンライン英会話の実施（4･5歳児） ・地球にやさしく、園児にやさしい！裸足で思いっきり走り回れ、思いっきり転べる芝生園庭の導入。 ・菜園で野菜を栽培し、生長を見守り、収穫の喜びを感じながら自然と触れ合う活動を行っています。	４月　入園式・進級式 ７月　夏祭り　※他に保育参観･個人面談を予定しています。 10月　運動会 ２月　発表会 ３月　卒園式

未来に貢献できる企業でありたい
AIGRAN 株式会社 アイグラン

私立		つくば国際はるかぜ保育園	マップ★8
施設ホームページ→		http://www.ktt.ac.jp/nursery-school/tins-harukaze/tins-harukaze.htm	
給食	完全給食（３歳児以上は主食代・副食代負担）		
実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）		上乗せ徴収	なし

●主食代(3歳児以上)：1,200円/月　●副食代(3歳児以上)：4,500円/月
●体操着(冬：上着3,500円、ズボン2,800円　夏：上衣2,300円、ショートパンツ1,500円、スモック：1,600円)
●延長保育料：100円/日　●傷害保険代：240円/年　●布団乾燥代：500円/月　●延長保育おやつ代：50円/日　など

保育の特徴	主な保護者参加行事
★「積極的でのびのびとした明るい子に育てたい」「遊びなどをとおして創造力を養うとともに、物事を深く考える子に育てたい」「自己主張するだけでなく、時には我慢したり譲り合ったりして、助け合い協力して、遊べる子に育てたい」「友達が困っている時、相手の気持ちになって考えられる心やさしい子に育てたい」「家庭との連絡を大切にし、子供の健康管理に努め、安全で元気に遊ぶことができる環境をつくる」の５項目を保育方針とし､保育を行います。 ★つくば国際短期大学附属という教育機関の性格を生かし、「人を思いやる　優しく強い心を育てる」「物事に感動する豊かな心を育てる」を保育目標に、豊かな人間性を育てる保育を行います。 ★園児の発達にあわせて、専門の先生による音楽指導・英語指導を保育時間内に行います。 ★畑で子どもたちといっしょに、季節の花や野菜などを育てていきます。 ★園の栄養士が安全に配慮した食材を使用して、季節や行事に合わせた献立を作ります。	４月　入園式・進級式 ５月　親子遠足 ７月　夏祭り ９月　運動会 12月　生活発表会 ３月　卒園式 ※この他に保育参観や個人面談なども予定しています。

私立		テンダーラビング保育園みらい平	マップ★9
施設ホームページ→		http://www.tenderlove.co.jp/mirai/	
給食	完全給食（3歳児以上は主食代・副食代負担）		
実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）		上乗せ徴収	なし

●延長保育料：400円/30分（補食代込） ●主食代（3歳児以上）：1,500円/月 ●副食代（3歳児以上）：4,500円/月
●会社加入傷害保険にて対応（無料） ●布団乾燥代：500円/月0歳クラスのみ
●年齢別教材費初回のみ/年 0歳：510円 1歳：1,510円 2歳：2,910円 3歳：3,120円 4歳：3,750円 5歳：5,350円/
持ち上がりの際負担、年度に変動あり ●行事費1,000円/4回 ●各クラスその他絵本代

保育方針

「一人ひとりの子どもの人権を尊重し、互いの存在を認めあう心豊かな子どもの健全育成に向けた保育を目指す」ことを保育理念とし、「丈夫な身体、元気な子ども」「みんなと仲良く遊べる子ども」「自分で身の回りのことができる子ども」「自分で考えて行動できる子ども」「自然や命の大切さをわかる子ども」を目標とし、保育に取り組んでいます。

保育の特徴

★一時保育、延長保育を実施します。子どもの成長に合わせたリトミック・体操あそび・英語教室を専門講師が指導します。
★野菜や花の栽培をし、生長を楽しみ、野菜や草花などを使い自然の遊びへとつなげていく活動を行っています。子どもたちが伸び伸びと遊べる環境を作り、子どもが自ら考えだす「遊び」で楽しめる保育を行います。
★年間を通して裸足保育を行っています。保育士との活動の中で自分の体の守り方や安全教育にも力を入れています。完全給食の中で旬の食材を取り入れながら様々な食材に目を向け興味・親しみを持てるような食育活動を行っています。

主な保護者参加行事

4月 入園お祝い会・保護者懇談会
5月 個人面談
6月 保育参観（3.4.5 歳児）
10月 運動会（3.4.5 歳児） 保育参観（2 歳児）
11月 保育参観（0.1 歳児）
12月 生活発表会（3.4.5 歳児）
3月 卒園式・進級式など

Tender Loving Care Services CO.,LTD

私立		あい保育園陽光台	マップ★10
施設ホームページ→		https://aigran.co.jp/nursery_list/1-1218/	
給食	完全給食（3歳児以上は主食代・副食代負担）		
実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）		上乗せ徴収	なし

●延長保育料：250円/30分 ●主食代（3歳児以上）：1,250円/月 ●副食代（3歳児以上）：5,000円/月
●保護者会費：250円/月 ●布団乾燥代：500円/月 ●絵本、写真、行事（夏祭り食券）代：希望者のみ
●体操服（上下で3,100円～）（4.5歳児のみ） ●保育用品：各自購入（金額は用品によって異なる。） ●卒園アルバム代（年長児のみ）

保育方針

★自主性を育てます。
★個性を大切にします。
★思いやりの気持ちが育つ、『心の基地』をめざします。
★自然との触れ合いを大切にします。

保育の特徴

・季節に応じた行事を行い、絵本やわらべうたなどをとおして、好奇心・想像力・理解力を育めるよう努めています。
・0歳児からテーマ遊びを取り入れ、物を大切にする気持ちを育み、リズム遊びで体幹を鍛えるなど、遊びの中で楽しく身につけていきます。
・週に1回の上級指導員有資格者による本格リトミックの実施。（2～5歳児）
・ネイティブ講師によるオンライン英会話の実施（4・5歳児）
・和太鼓や習字教室など、良い姿勢や集中力を養う取り組みを行っています。
・ウェブカメラでお子様の様子をパソコンや携帯電話からご覧いただけます。
・園庭で、のびのびと五感を刺激して遊ぶことができる環境が整っています。
・毎日手作りおやつで対応します。
・無添加や国産のものを中心に、旬を大切に考え、素材そのものの味を生かした薄味の調理を心がけています。
・化学調味料や冷凍食品は一切使用せず、素材の味を知ってもらうためにも手作りを基本とし、よい食材選びをしています。

主な保護者参加行事

4月 入園式、進級式
5月 保育参加（0.1.2 歳児）保育参観（3.4.5 歳児）
※給食試食会あり
7月 夏祭り
8月 個人面談
9月 リトミック参加（2.3.4.5 歳児）
10月 運動会
2月 生活発表会
3月 クラス懇談会
卒園式（5歳児）

未来に貢献できる企業でありたい
AIGRAN 株式会社 アイグラン

私立		きらり保育園	マップ★11
施設ホームページ→		http://www.tsutsumikai.com	
給食	完全給食（３歳児以上は主食代・副食代負担）		
実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）		上乗せ徴収	なし

●早朝保育：300円/30分（上限3,000円/月）※標準時間利用者のみ利用可　●延長保育：300円/30分
●個人教材費（発生した場合、数百円程度）　●主食代（3歳児以上）：1,500円/月　●副食代（3歳児以上）：5,000円/月
●卒園準備金：1,500円/月程度（5歳児のみ）　●傷害保険代：400円/年程度　●カラー帽子：1,500円程度
●体操着・教材（3歳児以上）：10,000円程度　●おむつ処理代：100円/月

保育方針

子どもの個性や成長に合わせ「心・体・知」のバランスを大切にした養護と教育を基本とします。「心」では、集団生活を通した関りで社会のルールや思いやりのある優しい気持ちを育てます。
「体」では、体育や遊びを通し、基礎体力やリズム感、反射神経を高め健康的な体を育てます。また、強い体を作るために食育についても取り組みます。「知」では、子ども達の知的好奇心を刺激するカリキュラムを整え、遊びを通して楽しく学びます。子ども達の興味や成長に合わせ、絵画・造形活動を通して、豊かな感性や創造性を育みます。

保育の特徴

・リトミック・英語を指導します。
・体操教室（週１回・放課後は週３～４回希望者へ指導※有料）
・体全体を使って元気に活動出来るよう広い園庭を備えています。
　また、園舎は柔らかく温かみのある木造で、園児が心地良くリラックスして過ごせる環境です。
・園専属の栄養士が、栄養バランス良く園児の喜ぶ献立を作成し提供します。

主な保護者参加行事

４月　入園式
５月　保育参観
７月　夏祭り
10月　運動会
11月　親子遠足（４・５歳）
12月　発表会
３月　卒園式

社会福祉法人つつみ会
きらり保育園

私立		陽光台保育園	マップ★12
施設ホームページ→		http://numatagakuen.com/youkoudaihoikuen/	
給食	完全給食（３歳児以上は主食代・副食代負担）		
実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）		上乗せ徴収	なし

●主食代（3歳児以上）：1,200円/月　●副食代（3歳児以上）：4,500円/月
●延長保育料：500円/30分　月上限4,000円　●傷害保険代：1,860円　など

保育方針

学校法人沼田学園が幼稚園教育方針のモットーに掲げている「明るく元気でのびのびと」のもと、保育園においても、その教育方針を踏まえ、各家庭との連携を大切にし、乳幼児一人一人に対して、からだを使ったさまざまな遊びを通し、総合的なかかわりの中で保育をしていきます。

保育の特徴

（１）丈夫なからだづくり（健康なからだ）
（２）年齢にあった知能の開発（潜在能力の開発）
（３）豊かな人間性を育む（思いやりの心を育てる）

以上の３点を目標としています。

主な保護者参加行事

４月　入園式
５月　保育参観
10月　運動会
12月　クリスマス発表会
２月　給食参観
３月　卒園式

私立		ひなた保育園やわら	マップ★ 13
施設ホームページ→		http://anfini.co.jp/hinata/yawara/	
給食	完全給食（３歳児以上は主食代・副食代負担）		
実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）		上乗せ徴収	なし

●主食代(3歳児以上)：500円 / 月　●副食代(3歳児以上)：4,500円 / 月
●教材費等：0･1･2歳児 3,000円程度　3･4･5歳児 6,000円程度　●延長保育料：250円 /30分
●年長児親子遠足：5,000円程度

保育方針

・ひなた保育園は、保育所保育指針に基づき、遊びを中心に子ども達が『日向（ひなた）』にいるような温かい雰囲気の中で保育を提供し、子ども達の健やかな成長を目指します。

・保育目標は「おもいっきり遊ぶ」「しっかり食べる」「ぐっすり眠る」この３つの基本的な生活リズムをきちんと整えることで、健康な心と体を育んでいきます。

保育の特徴

★開放的で木の温もりが感じられる園舎と、大きな築山・木製すべり台のある広々とした園庭は子ども達の活動の幅を広げます。
★専任コーチによるサッカー教室を通して、礼儀やマナー思いやりの心など社会性を身に付けます。
★給食と午後のおやつは自園調理を行います。出来立ての温かい食事を提供します。また地元農家よりお米を直接購入・精米をして提供しています。
★専用アプリ（キッズリー）での登降園管理や、お子様の日々の様子、園からのお知らせ等を配信しています。

主な保護者参加行事

６月　保育参観、保護者懇談会
10月　年長児親子遠足・運動会
11月　４・５歳児サッカー参観
12月　生活発表会（0･1･2 歳児）
１月　生活発表会（3･4･5 歳児）
３月　卒園式（年長児）

私立		ルンビニーみらい保育園	マップ★ 14
施設ホームページ→		https://lumbini-mirai.com/	
給食	完全給食（３歳児以上は副食代負担・ごはん持参）		
実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）		上乗せ徴収	なし

●副食代：4,500円
●入園時　用品代：３歳児以上約35,000円　１歳児・２歳児：約20,000円　０歳児：約5,000円
●入園時　教材代：３歳児以上約15,000円　２歳児：約6,000円　１歳児：約3,000円　０歳児：約2,000円
●その他諸経費：6,000円程度 / 年　●延長保育料：年齢・時間帯による　●保護者会費：500円 / 月

保育方針

子どもは豊かにのびてゆく可能性をその内に秘めています。初めての集団生活の中で、見たり聞いたり感動したり様々な体験を通して、豊かな人間性と生活習慣の基礎をしっかり身につけます。

＜目指す子どもの姿＞

・明るく元気な子ども　・正しく美しい心の子ども
・仲良くおおらかな子ども

保育の特徴

・仏教的情操教育を基本に、幼児教育・保育を年齢ごとに行い一人ひとりの持っている個性を大切にします。
・様々な体験が豊かな心を育てます。
遊びは子どもにとって学びそのものです。知育・徳育・体育をバランスよくカリキュラムに生かし、幼稚園・保育園の良さを生かしながら子どもが生き生きと過ごす、あたたかい心の通った園づくりを目指します。
・英語教育に力を入れ、２～５歳児は毎日、ネイティブの講師による指導を行っています。また、食育も大切にしており、季節の食材をとり入れた手づくり給食を提供します。
・子どもだけで楽しむもの、ご家族みんなで一緒に楽しむものなど日本古来の伝統行事等をとりいれます。

主な保護者参加行事

４月　入園式
５月　花まつり　親子遠足
７月　夏まつり
10月　運動会
11月　キラキラカーニバル（祖父母の会）
　　稚児の儀（年長組）
12月　もちつき大会
　　クリスマス会
２月　発表会
３月　卒園式
※その他、誕生会（誕生月の園児の祖父母）、保育参観、個人面談など

私立		ふれあい第１保育園	マップ★３
施設ホームページ→		https://www2.tm-shakyo.jp/ina-d3/	
給食	完全給食（３歳児以上は主食代・副食代負担）		
実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）		上乗せ徴収	なし

●傷害保険代：240円／年　●主食代（3歳児以上）：500円／月　副食代（3歳児以上）4,500円／月
●保護者会費：400円／月　●布団乾燥代　280円／年6回　●土曜日保育軽食代（3歳児以上）250円／回　など
※その他絵本代、カラー帽子代などの費用がかかります。

保育方針

『豊かな人間性をもった子どもを育成する』
子どもたちが、たくさんの体験に出会い、発見したり驚いたりしながら、満足感や達成感を味わい、うれしい！きれい！など豊かな感性が育つように努めるとともに、一人一人遊びを十分楽しむことができるようにする。

主な保護者参加行事

４月　入園式・保護者会総会
６月　運動会
１２月　生活発表会
３月　卒園式

※この他に保育参加・個人面談なども予定しています。

保育の特徴

令和３年１１月より新園舎での保育がスタートしました。時間ごとに照明の色が変わるシステムを導入し、子どもの心と身体を育む彩り豊かな光の中で保育をしています。全面芝生の園庭、自然に恵まれた散歩コースにより、戸外活動も充実しています。

つくばみらい市 社会福祉協議会
TSUKUBAMIRAI CITY COUNCIL OF SOCIAL WELFARE

私立		ふれあい第２保育園	マップ★４
施設ホームページ→		https://www2.tm-shakyo.jp/ina-d4/	
給食	完全給食（３歳児以上は主食代・副食代負担）		
実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）		上乗せ徴収	なし

●傷害保険代：240円／年　●主食代（3歳児以上）：500円／月　副食代（3歳児以上）4,500円／月
●保護者会費：400円／月　●布団乾燥代　280円／年6回　●土曜日保育軽食代（3歳児以上）250円／回　など
※その他絵本代、カラー帽子代などの費用がかかります。

保育方針

『豊かな人間性をもった子どもを育成する』
子どもたちが、たくさんの体験に出会い、発見したり驚いたりしながら、満足感や達成感を味わい、うれしい！きれい！など豊かな感性が育つように努めるとともに、一人一人遊びを十分楽しむことができるようにする。

主な保護者参加行事

４月　入園式・保護者会総会
６月　運動会
１２月　生活発表会
３月　卒園式

※この他に保育参加・個人面談なども予定しています。

保育の特徴

広い園庭で思いっきり走り回ったり、豊かな自然の中で草花や昆虫と触れ合ったりとたくさんの体験に出会えます。子どもたちの発見や驚きを大切にし、自分で考え、お友達と話し合い「考える力」を育んでいきます。

つくばみらい市 社会福祉協議会
TSUKUBAMIRAI CITY COUNCIL OF SOCIAL WELFARE

私立 幼保連携型 認定こども園		認定こども園ふたばランド	マップ★ 15
施設 ホームページ→		http://www.futaba-bunka.ed.jp/	
給食	完全給食（３歳児以上は主食代・副食代負担）		

実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）	上乗せ徴収	施設維持・特別プログラム 2,300 円 / 月

●園児納付金（初年度3歳児：35,000円、4・5歳児：25,000円）　●行事費：1,000円
●主食代（3歳児以上）：1,500円　●副食代（3歳児以上・おやつ代含）：6,000円 / 月　●保護者会費：300円 / 月
●指定ウエア・保育用品など20,000円程度　その他遠足代等

保育方針

「**たくましく　大地に根をはれ　ふたばっ子**」を理念とし、
たくましく・・・心も体も健康な子を育てます。
大地に根をはれ・・・幼児期は人格の基礎づくりの時、根っこの時代です。発達段階をしっかりと押さえ、幼児期には幼児期にふさわしい生活「遊び」を大切にします。

主な保護者参加行事

４月　始業式、入園式、保護者会総会
　　にぎってむすんでおむすび会
５月　親子遠足
８月　夏まつり
10 月　運動会
11 月　作品展
12 月　保育参観
２月　発表会
３月　卒園式

保育の特徴

幼保連携型認定こども園として、双葉学園の教育理念をベースに子どもたちが安全に安心できる環境を整備し、１号認定（短時間保育児）、2、３号認定（長時間保育児）の子どもたち一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として、生活や遊びを共に過ごす中で「生きる力」の基礎を育んでいきます。また、保護者・地域の人々との交流を図りながら子育て支援にも力を入れています。子どもを中心とした、子どもたちが主人公の「子どもたちの楽園」を目指します。

（たてわり保育）　異年齢児（４・５歳児）との混合保育を行います。様々な人間関係を育みながら生活習慣の自立や言語などの社会性を自然に身につけていきます。
（乳児保育）　担当制による保育で、より母子に近い関係を一人ひとりのペースに合わせて、食事・排泄・睡眠といった生理的な側面について、出来るだけ同じ保育士が関わるよう配慮していきます。

私立 幼保連携型 認定こども園		富士見ヶ丘認定こども園	マップ★ 16
施設 ホームページ→		https://www.jinsenkai.org/	
給食	完全給食（３歳児以上は主食代・副食代負担）		

実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）	上乗せ徴収	なし

●延長保育料：夕方延長平日300円（おやつ代込）　●給食費（３歳児以上）：5,500円 / 月
●イベント代等：2,000円 / 月　傷害保険代含む
●絵本代（1歳児以上）：約400円～約1,000円 / 月（年齢に応じて変動。月末自宅に持ち帰り）

保育方針

・自主性・コミュニケーション力を育てます。
・あそびを通じて創造力・想像力を培います。
・基本的生活習慣を身につけ、人間力を育てます。

主な保護者参加行事

４月　入園式、保護者会
５月　親子遠足（５歳児）
　　親子運動会（0・1・２歳児）
６月　個別面談
７月　夕涼み会
10 月　作品展
　　親子運動会（３・４・５歳児）
２月　生活発表会
　　個別面談
３月　引き渡し訓練（３・４・５歳児）
　　卒園式

保育の特徴

自法人では、こども達が大人になり社会で自立して生きていく時、絶対に必要になる人間力を育てる為、基本的生活習慣を身につけるとともに、さまざまな経験を通じて、心身共に個々の成長を促していくことを念頭に置き保育に務めます。

　こども達に関わる大人を保育士だけでなく、分野ごとの専門者を保育活動に取りいれる。（音感・身体能力〔水泳・体操〕・語学〔コミュニケーション・異文化交流〕・日本伝統芸など）
　食事は離乳食から完全給食とし、お米・野菜等は法人で作る四季折々の手作りを使用。
　地域に根ざした支援事業として、地域の方々との交流や高齢者の方々との交流も積極的に実施していきたいと考えています。

　事業内容：子育て支援センター・一時預かり保育・病後児保育等を実施。

私立 幼保連携型 認定こども園		認定こども園ルンビニー学園	マップ★ 17
施設 ホームページ→		http://www.lumbini-mirai.jp/	
給食	完全給食（３歳児以上は副食代負担・ごはん持参）		

実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）	上乗せ徴収	なし

●主食代：ごはん持参　●副食代：4,500円 / 月
●入園時　用品代：3歳児以上約35,000円　1歳児・2歳児：約20,000円　0歳児：約5,000円
●入園時　教材代：3歳児以上約15,000円　2歳児：約6,000円　1歳児：約3,000円　0歳児：約2,000円
●その他諸経費：6,000円程度 / 年　●延長保育料：年齢・時間帯による　●保護者会費：500円 / 月

保育方針

子どもは豊かにのびてゆく可能性をその内に秘めています。初めての集団生活の中で、見たり聞いたり感動したり様々な体験を通して、豊かな人間性と生活習慣の基礎をしっかり身につけます。

＜目指す子どもの姿＞

・明るく元気な子ども　・正しく美しい心の子ども
・仲良くおおらかな子ども

保育の特徴

・仏教的情操教育を基本に、幼児教育・保育を年齢ごとに行い一人ひとりの持っている個性を大切にします。
・様々な体験が豊かな心を育てます。
遊びは子どもにとって学びそのものです。知育・徳育・体育をバランスよくカリキュラムに生かし、幼稚園・保育園の良さを生かしながら子どもが生き生きと過ごす、あたたかい心の通った園づくりを目指します。
・英語教育に力を入れ、２～５歳児は毎日、ネイティブの講師による指導を行っています。また、食育も大切にしており、季節の食材をとり入れた手づくり給食を提供します。
・子どもだけで楽しむもの、ご家族みんなで一緒に楽しむものなど日本古来の伝統行事等をとりいれます。

主な保護者参加行事

４月　入園式
５月　花まつり　親子遠足
７月　夏まつり
10月　運動会
11月　キラキラカーニバル（祖父母の会）
　　稚児の儀（年長組）
12月　もちつき大会
　　クリスマス会
２月　発表会
３月　卒園式

※その他、誕生会（誕生月の園児の祖父母）、保育参観、個人面談など

たまり 社会福祉法人 照桑福祉会

私立 幼保連携型 認定こども園		みらい認定こども園	マップ★ 18
施設 ホームページ→		http://www.tuchiura.ac.jp/	
給食	完全給食（３歳児以上は主食代・副食代負担）		

実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）	上乗せ徴収	なし

●主食代：1,200円 / 月　●副食代：4,500円 / 月　●行事費0･1･2歳児　1,000円程度　3･4･5歳児　3,000円程度
●延長保育料：500円 /30分（上限4,000円 / 月）　●傷害保険代：1,860円（4月）
●制服代3歳以上：35,000円程度　●体操服代3歳以上：15,000円程度
●教材費等：0･1歳児5,000円程度 / 年、　2歳以上10,000円程度 / 年

保育方針

・丈夫なからだづくり（健康なからだ）
・年齢に合った知能の開発（潜在能力の開発）
・豊かな人間性を育む（思いやりの心を育てる）

保育の特徴

本園では、職員一同子を思う親の心を指導の目標とし、特色あるカリキュラムを編成してお子様の資質の向上を図り、それを将来行われるあらゆる教育のよりよい成果につなぐことを願っております。

また、学校法人沼田学園が、幼稚園教育方針のモットーに掲げている「明るく　元気で　のびのびと」のもと、認定こども園におきましても、その教育方針を踏まえ、各家庭との連携を大切にし、乳幼児一人一人に対して、からだを使ったさまざまな遊びをとおし、総合的なかかわりの中で指導を行っていきます。

主な保護者参加行事

４月　入園式
５月　個人面談
６月　保育参観
10月　運動会
12月　発表会
２月　親子レクリエーション（３歳児以上）
３月　卒園式

私立 地域型保育園 小規模保育		エンジェル保育園	マップ★19
施設 ホームページ→		https://mirainoko.jp/	
給食	完全給食		
実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）		上乗せ徴収	なし

●延長保育料：200円 /30分　●傷害保険代：300円 / 年　など

保育方針	主な保護者参加行事
★当園が一つの家族のような存在となり、子供達が兄弟のように喧嘩したり　笑ったり　泣いたり　慰めあったりできる場にしていきます。 ★子供の目の高さに合わせた、健康でのびのびとした保育を目指します。	6月　個人面談 11月　ちびっこうんどうかい 2月　親子お楽しみ会
保育の特徴	
家庭的な雰囲気を大切にし、子どもたち一人ひとりと丁寧に向き合い子どもたちにとって“もう一つのおうち”となれるよう、少人数ならではのきめ細やかな保育を進めてまいります。 保育園とご家庭とが共に子どもの成長を喜び共感しながら、保護者の方にとってもホッとできる場となり、温かで安心できる環境を築いてまいります。	

私立 地域型保育園 小規模保育		ちびっこランドみらい平園	マップ★20
施設 ホームページ→		http://www.cbland-miraidaira.jp/	
給食	完全給食		
実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）		上乗せ徴収	なし

●延長保育料：250円 /30分　●傷害保険代：1,300円　など

保育方針	主な保護者参加行事
「からだの丈夫な子」「元気にあいさつができる子」「静かにお話が聴ける子」「思いやりの心をもつ子」を目標に保育を行います。	個人面談・保育参加など
保育の特徴	
★お外での活動をたくさん取り入れて、近くの田んぼや公園など自然の中でのびのびと過ごします。 ★小規模保育ならではのアットホームな環境で、みんなが兄弟や家族のように触れあえる、あたたかく居心地のよい園です。 ★ひとりひとりの個性を大切にきめ細やかな保育をします。	一般社団法人フォーピース ちびっこランド みらい平園

私立 地域型保育園 小規模保育		ひなた保育園みらい平	マップ★ 21
施設 ホームページ→		http://anfini.co.jp/hinata/	
給食	完全給食		
実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）		上乗せ徴収	なし

●延長保育料：250円 /30分

保育方針

・ひなた保育園は、保育所保育指針に基づき、遊びを中心に子ども達が『日向（ひなた）』にいるような温かい雰囲気の中で保育を提供し、子ども達の健やかな成長を目指します。
・保育目標は「おもいっきり遊ぶ」「しっかり食べる」「ぐっすり眠る」この３つの基本的な生活リズムをきちんと整えることで、健康な心と体を育んでいきます。

保育の特徴

★木の温もりが感じられる園舎でゆったりとした時間を過ごすことができます。
★相撲部屋跡地ならではの稽古場を活用したスペースで、お相撲さんとの交流イベント等を行います。伝統を子どもたちへ伝えていきたいと思います。
★専任コーチによる運動遊びを通して、楽しみながら体の動かし方を身に付けます。
★給食と午後のおやつは自園調理を行います。出来立ての温かい食事を提供します。
★専用アプリ（キッズリー）での登降園管理や、お子様の日々の様子、園からのお知らせ等を配信しています。

主な保護者参加行事

６月　保育参加
７月　個人面談
８月　夕涼み会
10月　親子レクリエーション
１月　個人面談
３月　２歳児修了式

私立 地域型保育園 小規模保育		丘の上のつなぐ保育園	マップ★ 22
施設 ホームページ→		https://syoujinkai-tsunagu.or.jp	
給食	完全給食		
実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）		上乗せ徴収	なし

●延長保育料：300円 /30分　●教材費：300円　●絵本代：300～500円

保育方針

個を尊重し、自尊心を育む教育
利他の精神で、和を育む教育

保育の特徴

子ども一人一人の個を尊重し、目的を持った遊びを促し、自尊心を育みながら、日常的な行動ができるようになる事を大切にし保育を行っていきます。
また、自尊心を育みながらも、他人の事を考え尊重出来る子ども達を育てることを目指しています。
子どもたちだけではなく、法人には公認心理士も在籍しており、子どもの小さい保護者の方の不安や悩みなども専門家に相談できる環境をつくっております。

主な保護者参加行事

４月　入園式
６月　保育参観
７月　七夕集会
12月　クリスマス会
２月　保育参観
３月　卒園式

※行事については予定となります。
※また、新型コロナウイルス感染症の状況により変更となります。

私立 地域型保育園 事業所内保育		なのはな園	マップ★ 23
施設 ホームページ→		https://www.anfini.co.jp	
給食	完全給食		
実費徴収：主な経費（保育料以外の経費）		上乗せ徴収	なし

●教材費750円／月
●延長保育料300円／回(30分)＋100円(おやつ代)

保育方針	主な保護者参加行事
「おもいっきり遊ぶ」「しっかり食べる」「ぐっすり眠る」という保育目標のもと、職員のチームワークを大切に保育を行っています。お子さまと保護者の方にとって、園が安心できる場所になれるよう、園と家庭で協力してお子さまの成長を見守ります。	6月　保育参観 9月　お月見祭り 12月　クリスマス会 3月　保育参観・修了式 ※新型コロナウイルス感染症の影響で変更することがありますのでご了承ください
保育の特徴	
園庭で思い切り走り回ったり、園の外に出て長距離を歩いたり、自然に囲まれた環境を楽しむことのできる園です。自由遊びの時間を大切にし、一人ひとりが夢中になって遊べるような環境づくりをしています。小規模のメリットである異年齢交流の中でコミュニケーション能力を高めます。隣接している高齢者施設との交流を図り、他者をいたわる気持ちを学び、社会生活を体験します。 まずは見学にいらしてください！	

つくばみらい市　一時預かり・企業主導型　保育施設一覧

●一時預かり保育施設　（事前登録が必要です。）

短期間の就労や冠婚葬祭等の急な用事、育児のリフレッシュをしたい時など一時的に家庭保育が困難な場合に利用することができます。

施設名	所在地	問合せ先	保育年齢
谷和原第２保育所	上小目 600	52-4217	満１歳～
ルンビニーみらい保育園	陽光台 2-29-1	21-4750	生後６か月～
認定こども園ふたばランド	紫峰ヶ丘 1-10-4	34-0028	生後６か月～
富士見ヶ丘認定こども園	富士見ヶ丘 4-14-6	44-7280	生後６か月～
認定こども園ルンビニー学園	陽光台 2-35-1	58-8035	生後６か月～
エンジェル保育園	小絹 185-3	52-8225	生後 43 日～
エンジェルキッズ （エンジェル保育園の経営ですが認可外施設になります）	陽光台 1-7-4 PRINCESS KOWA101	090-4593-3105	生後 43 日～
ちびっこランドみらい平園	富士見ヶ丘 1-14-3	44-6126	生後６か月～

●企業主導型保育施設

「企業主導型保育事業」とは内閣府が開始した事業で、その助成を受けて開園・運営する保育施設です。
企業が運営する保育施設であり、従業員のお子さんだけでなく、地域のお子さんも預かることができます。
（従業員のお子さんが優先となります。受入可能人数については、必ずご確認ください。）

◆利用にあたってのお願い◆

◆利用の基準、料金、時間等の詳細や申し込みについては、各保育施設に直接お問合せください。
◆施設の状況によって、必ず利用できるとは限りませんので、事前に必ずお問合せください。
◆利用を希望する場合は、各保育施設に直接申し込みとなります。
※施設によって、市から交付される支給認定証が必要となる場合があります。必要の際は認定申請書と保育ができないことの証明書をこども課にご提出ください。

企業主導型保育施設の紹介

企業主導型保育施設	さくら保育園（㈲和丸）
施設ホームページ→	http://sakura-mirai.com/
所在地	つくばみらい市陽光台 4-3-6
電話番号	非公開

募集要項

●定員：12 名　●対象年齢：生後 10 ヶ月～就学前
●応募方法：HP 問い合わせ
　一時保育や病児保育は行っておりません。契約企業の入園が優先です。
　年度により定員が変動することがあります。

主な経費

●保育料：年齢による（HP をご参照ください）
団体保険保護者負担分（年 100 円）・出席帳代（年 500 円程度）
アプリ使用に係る通信費は各ご家庭のご負担となります。

保育方針

★保育指針や医学的根拠に基づき、心身の発達や発育に応じた保育を提供する
　月齢ごとの差や個人差の大きな時期だからこそ、〇歳だからというくくりでなく、子ども 1 人 1 人に丁寧に寄り添いながら、必要な関わりや声かけ、援助をしていくことを大切に保育を行います。
　時間に縛られるカリキュラムは設けていませんが、子ども自身の気持ちに寄り添いながら、応答的な対応をくり返すことで、安定した生活リズムが身につくことや、集団の場で行動の見通しを立てる力を育むような保育を行います。
★安全な環境の中で、子ども達がのびのびと興味関心を育める保育を提供する
　空調や床暖房、保育施設専用ドアなど安全に過ごせることを重視しています。感染対策に玩具や絵本の殺菌機器も増やしています。

保育の特徴

★保育士比率は国の規定を上回る独自基準により、保育士 1 人あたりの受持ちは 2 ～ 3 名まで。目と手の行き届く環境により、事故防止のみならず、アタッチメントが十分に育まれ、子ども達の心が安定して通園できるようになっています。
★給食とオヤツは園内調理です。口腔の発達に応じて形状を調整したり、手づかみ食べによる手指の発達を促しつつ、ゆったりと楽しく食事が出来ることを大切にしています。
★連絡帳は専用アプリ（コドモン）を使用し、活動や食事の様子を詳細にお伝えしています。ご家庭でも自由な時間に手軽に入力が出来たり、通勤中や単身赴任・遠方のご親族などの閲覧が出来たりと、ご好評いただいております。各種ご相談なども、LINE 社の専用ツールにより、園長に直通で随時のご連絡が可能となっており、迅速な対応を心がけています。

さくら保育園

主な保護者参加行事

当園では保護者の方が参加する行事は行っておりません。

企業主導型保育施設	ひなた保育園つくばみらい（㈱アンフィニ）
施設ホームページ→	http://anfini.co.jp/hinata/tsukubamirai/
所在地	つくばみらい市板橋 1813-1
電話番号	0297-21-3451

募集要項

●定員：30 名
●対象年齢：生後 6 ヶ月～就学前
●応募方法：施設に直接申請していただきます

主な経費

●保育料：0 歳児 35,900 円　1 歳児 35,700 円
　2 歳児 35,700 円
●給食費：3 歳児以上（主食代＋副食代）5,000 円
●年間教材費：6,000 円（途中入園は月割）

保育方針

　木のぬくもりあふれる園舎と、緑の芝生が気持ちの良い園庭で「おもいっきり遊ぶ」「しっかり食べる」「ぐっすり眠る」という保育目標のもと、職員全体のチームワークを大切に保育を行っています。お子さまが安心して通園できるよう、園での様子だけでなく、ご家庭での様子も保護者の皆さまと共有しながら、園と家庭で協力してお子さまの成長を見守ります。また、地域の方々との交流を大切にし、皆さまから愛される保育園を目指しています。

保育の特徴

★手作り給食
　毎日園内調理による出来立ての食事を提供しています。
　子どもたちの食の傾向を見ながら、調理の先生が献立を考える、愛情たっぷりの給食です！
★洗濯物持ち帰りなし
　ご家庭での負担を少しでも減らせるよう、基本的に洗濯物の持ち帰りはありません。洗濯の時間を、大好きなお子さまとの時間に使っていただければと思います。
★日祝開園・市外利用可
　日曜も祝日も開園しています。また、つくばみらい市外にお住まいの方も利用が可能です。
★絵本読み聞かせ
　年齢別の様々な絵本を用意し、お子さまが絵本を身近に感じながら過ごすことができるようにしています。

Anfini

主な保護者参加行事

7月　個人面談（希望者のみ）
8月　夕涼み会
10 月　親子遠足
12 月　個人面談（全員対象）
2月　お餅つき
※新型コロナウイルス感染症の影響で変更することがありますのでご了承ください

企業主導型保育施設		あいぐらん保育園つくばみらい（㈱アイグラン）	
施設ホームページ→		https://aigran.co.jp	
所在地	つくばみらい市陽光台 1-4-5　フラーゼみらい平 1 階	電話番号	0297-21-2066

募集要項

●定員：12 名（うち地域枠 6 名）
●対象年齢：0 歳児～ 2 歳児
●利用対象：①アイグラングループ社員の乳幼児
②地域の乳幼児
＊募集はアイグラングループ社員優先で、地域乳幼児は 1 年ごとの更新となります。

主な経費

●保育料：ホームページをご参照ください。
●帽子代：1,023 円（税込）

保育方針

【自主性を育てます】子ども自身が‘やってみたくなる’様な環境を作り、自由に遊びを楽しむ喜びを育てます。
【個性を大切にします】子ども達は一人ひとり輝いています。「自分らしさ」を発揮できるよう援助します。
【思いやりが育つ「心の基地」を目指します】思いやりは思いやりを受ける事でのみ育ちます。保育士が子ども一人ひとりの気持ちを受け止め「心の基地」になるよう思いやりを持って接します。
【自然とのふれあいを大切にします】散歩、戸外遊びを通して、花、草、虫、水等の自然に対しての興味を育てます。

保育の特徴

【少人数でアットホーム】
子ども達が温かく愛情ある雰囲気の中で安心感を持って過ごし、気持ちを十分受け止めた保育。

【一人ひとりの成長に合わせて生活リズムを整えていく】
子ども達の気持ちに寄り添いながら、生活リズムを整えていきます。子ども自身で遊ぶ力、また成長を促す遊びを提供しています。

【その他】
本格的な有資格指導員による週 1 回のリトミック教育やオンライン英会話等、保育内容にもこだわっています。

主な行事

保育の中で子ども達と季節の行事を楽しみます。
（お誕生日会、こどもの日、七夕、プール遊び、ハロウィン、七五三参り、クリスマス会、節分、ひな祭り、お別れ会（卒園式）
保護者参加行事は特にありませんが、年 2 回個人面談をします。

AIGRAN

企業主導型保育施設		みらいの苑（(福)仁川会）	
施設ホームページ→		https://www.jinsenkai.org	
所在地	つくばみらい市富士見ヶ丘 4-15-2	電話番号	0297-21-3577

募集要項

●定員：60 名
●対象年齢：0～5 歳
●応募方法：直接申込・子育てみらいコンシェルジュなど

主な経費

●保育料　企業枠：0 歳 25,000 円　1・2 歳 20,000 円
3 歳以上児無償化
地域枠：0 歳 30,000 円　1・2 歳 25,000 円
3 歳以上児無償化
＊第2子以降同時在園の場合保育料が割引となります。
●給食費：3 歳以上から 5,500 円 / 月
●絵本代：約 1,000 円 / 月　●イベント代等：2,000 円 / 月

保育方針

★自主性、コミュニケーションを育てます。
★あそびを通じて創造力・想像力を培います。
★基本的生活習慣を身につけ、人間力を育てます。
★年齢にあった運動を行い、体と心を育てます。
★ 5 つの教室プログラムで感性と集中力を育てます。

保育の特徴

★乳幼児期は、子どもたちの想像力・集中力・感性を培うとても大切な時期です。その素晴らしい潜在能力を大きく育てるため「人と人との繋がり」をベースに五感を働かせたくさんの「発見と感動」に出会えるよう日々の保育に取り組んでいます。また、子どもたちの自主性を大切にしつつ、保育者の幅広いサポートで非認知能力を育てます。
＊非認知能力とは…「目標や興味・関心を持ち、粘り強く、仲間と強調して取り組む力や姿勢を中心とする力」
★ 5 つの教室・音楽教室・運動教室・英会話教室・畑のごちそう料理教室・水泳教室を実施しています。
★食事は離乳食から完全給食です。法人内で育てている安全・安心なお米や野菜を使用し四季折々のメニューを園内調理しています。

主な保護者参加行事

4 月　入園式
5 月　親子遠足（5 歳児クラス）、
親子運動会（0.1.2 歳児クラス）
6 月　個別面談
7 月　夕涼み会
10 月　作品展
親子運動会（3.4.5 歳児クラス）
2 月　生活発表会
個別面談
3 月　引き渡し訓練（3.4.5 歳児クラス）
卒園式

Instagram
アカウント：mirainosono1

みらいの苑 MIRAI NO SONO

つくばみらい市保育施設利用調整基準表

保育施設利用調整について

保護者の保育の必要性を点数化し、優先度（下記【基本点数】と【調整点数】の合計点数）の高い方から希望施設への利用を決定します。第1希望の施設が定員を超えた場合、第2希望以下の施設への利用を決定します。
ただし、優先度を判断するための必要書類が未提出の場合、点数の加算はありません。
なお、原則として、つくばみらい市民（転入予定の方を含む）が優先となります。

つくばみらい市保育施設利用調整基準表

（R4年4月入所分から適用）

番号	基本点数（1人につき1つ選択）				
	事由	細目	保護者の状況		点数
1	就労（内定含む）	居宅外就労	月20日以上	1日8時間以上	10
				1日6時間以上～8時間未満	9
				1日4時間以上～6時間未満	8
			月16日以上	1日8時間以上	8
				1日6時間以上～8時間未満	7
				1日4時間以上～6時間未満	6
		居宅内就労（父母ともに居宅内就労で、うち中心者）	月20日以上	1日8時間以上	10
				1日6時間以上～8時間未満	9
				1日4時間以上～6時間未満	8
			月16日以上	1日8時間以上	8
				1日6時間以上～8時間未満	7
				1日4時間以上～6時間未満	6
		居宅内就労	月20日以上	1日8時間以上	9
				1日6時間以上～8時間未満	8
				1日4時間以上～6時間未満	7
			月16日以上	1日8時間以上	7
				1日6時間以上～8時間未満	6
				1日4時間以上～6時間未満	5
		農業	月20日以上	1日8時間以上	9
				1日6時間以上～8時間未満	8
				1日4時間以上～6時間未満	7
			月16日以上	1日8時間以上	7
				1日6時間以上～8時間未満	6
				1日4時間以上～6時間未満	5
		内職	月16日以上	1日7時間以上	5
				1日5時間以上～7時間未満	4
				1日4時間以上～5時間未満	3
2	就学		月20日以上	1日8時間以上	8
				1日6時間以上～8時間未満	7
				1日4時間以上～6時間未満	6
			月16日以上	1日8時間以上	6
				1日6時間以上～8時間未満	5
				1日4時間以上～6時間未満	4
3	出産		出産予定月をはさんで前後1ヵ月の計3ヵ月		9
4	病気・障がい等	病気・負傷	入院	1ヵ月以上の入院または緊急性のある入院	10
			自宅療養	医師が1ヵ月以上の常時臥床を要すると診断した場合	10
				精神性疾患、感染性の疾病、指定難病	10
				医師が1ヵ月以上安静を要すると診断した場合	7
				医師が1ヵ月以上にわたる定期的な通院を要すると診断した場合	5
		障がい	身体障害者手帳1・2級、療育手帳マルA・A・B、精神障害者保健福祉手帳1・		10
			身体障害者手帳3級（聴力のみ4級）、療育手帳C、精神障害者保健福祉手帳		8
			身体障害者手帳4・5級、その他の障がいで保育が困難な場合		6
5	介護・看護	入院付添	1ヵ月以上、常時付添にあたる場合		10
		介護・看護	月20日以上かつ週40時間以上保育が常時困難な場合		9
			月20日以上かつ週30時間以上保育が困難な場合		8
			月16日以上かつ週24時間以上保育が困難な場合		7
			月16日以上かつ週16時間以上保育が困難な場合		6
6	災害復旧		震災・風水害・火災その他の災害の復旧に当たっている		10
7	不存在		死別、離別、行方不明、拘禁中		10
8	求職中		起業の準備を含む求職活動中である		2

番号	調 整 点 数（複数選択可）				
	類型		細目		点数
1	児童の状況	保育状況	同伴就労（居宅外就労）	週4日以上同伴	2
				週3日同伴	1
			一時預かり	月20日以上、1日8時間利用	12
				月20日以上、1日6時間以上8時間未満利用	10
				週4日以上利用	8
				週3日利用	1
			企業内託児施設	週4日以上利用	12
				週3日利用	1
			認可外保育施設	週4日以上利用	12
				週3日利用	1
			別居親族	週4日以上預けている	2
				週3日預けている	1
			親族以外	週4日以上預けている	2
				週3日預けている	1
			上記の保育を複合している場合	週4日以上預けている	2
				週3日預けている	1
			認可保育施設を利用している		6
			幼稚園在園中であり、預かり保育を月20日以上、1日4時間以上利用している		3
		転所希望	きょうだいのいずれかが利用中の認可保育施設への転所を希望する		8
			転勤・転居等のやむをえない事情により、転所を希望する		2
			認定こども園の幼稚園部を利用しており、同一施設での保育を希望する		4
			地域型保育を卒園し、認可保育施設への入所を希望する		30
2	きょうだいの状況	きょうだいが認可保育施設を利用している（入所希望年度の就学児を除く）			10
		入所申込中のきょうだいの入所が決定した場合			2
3	父母の状況	産休・育休復帰期間である（復帰する月から3ヵ月）			12
		市内の保育施設に保育士等として月20日以上　1日8時間以上就労している			50
		市内の保育施設に保育士等として月16日以上　1日4時間以上就労している			45
		単身赴任で常時不在			2
		生計の中心者が倒産、会社都合による失業のため求職中			20
		基本点数10点に相当する病気・障がい等を有している（1人につき）			4
		基本点数8点以上10点未満に相当する病気・障がい等を有している（1人につき）			3
		基本点数8点未満に相当する病気・障がい等を有している（1人につき）			2
4	世帯の状況	生活保護受給世帯			10
		同居親族（申込児童を除く）が基本点数10点に相当する病気・障がいを有しており、看護・介護が必要な者がいる			2
		児童の両親がともに死亡又は行方不明			70
		ひとり親世帯			60
		上記「ひとり親」に該当しないもの	拘禁中		20
			行方不明		20
			離婚前提別居中		12
5	その他	児童虐待・DVの防止及び予防のため、特別支援が必要な場合			60
		上記以外の特別な事情のある場合			2～20

減算	児童の保育を期待できる60歳未満の同居親族がいる	▲2
	就労内定中の場合（派遣会社の登録を含む）（1人につき）	▲1
	保育料を理由なく過去3ヵ月以上滞納している	▲10
	保育料の滞納が6ヵ月以上あり、誠意が見られないとき	▲40

・申込者のうち2人以上が合計点数かつ希望施設が同一となった場合、下表の順位により利用調整を行う。

優先順位	内　　容
1	基本点数の高い者
2	保護者が、①病気・障がい、②災害復旧、③単身赴任で常時不在、である場合 ※①から順に優先とする。
3	下記項目により①から順に判断する。 ①きょうだいが利用中の施設への入所（転所） ②きょうだい同時申込み ③申請年度時点で養育している小学生以下の児童が多い ④保護者の勤務時間・通勤時間 ⑤祖父母の状況 ⑥有償の施設で保育を実施している ⑦待機期間 ⑧入所希望月での保育料算定に用いる市民税所得割額が低い世帯（保護者合算） ⑨その他